

令和 6 年第 3 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 6 年 9 月 5 日 開会

令和 6 年 9 月 20 日 閉会

九十九里町議会

令和6年第3回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	10
古 川 徹 君	10
谷 川 優 子 君	23
松 井 由美子 君	38
○散会の宣告	51

第 2 号 (9月6日)

○議事日程	53
○出席議員	53
○欠席議員	54
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	54
○職務のため出席した者の職氏名	54

○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
阿 井 賢 一 君	5 5
細 田 一 男 君	5 8
○議案第 1 号から議案第 5 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第 1 号 令和 6 年度九十九里町一般会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 2 号 令和 6 年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 3 号 令和 6 年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 4 号 令和 6 年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 5 号 令和 6 年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
・議案第 1 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
・議案第 1 5 号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
・議案第 1 6 号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
・議案第 1 7 号 財産の取得について	
○議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
・議案第 1 8 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
○議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
・議案第 1 9 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
○休会の件	9 0
○散会の宣告	9 1

第 3 号 (9月10日)

○議事日程	9 3
○出席議員	9 4
○欠席議員	9 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 4
○職務のため出席した者の職氏名	9 4
○開議の宣告	9 5
○議事日程の報告	9 5
○議案第6号から議案第13号の上程、説明	9 5
・議案第 6号 令和5年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 7号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 8号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 9号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第10号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第11号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第12号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について	
・議案第13号 令和5年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について	
○報告第1号の上程、説明	9 6
・報告第1号 令和5年度九十九里町健全化判断比率の報告について	
○報告第2号の上程、説明	9 7
・報告第2号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第3号の上程、説明	9 7
・報告第3号 令和5年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について	
○報告第4号の上程、説明	9 7

・ 報告第 4 号 私債権の放棄について	
○ 報告第 5 号の上程、説明	9 8
・ 報告第 5 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について	
○ 報告第 6 号の上程、説明	9 8
・ 報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和 5 事業年度における業務実績に関する評価結果について	
○ 休会の件	1 0 7
○ 散会の宣告	1 0 7

第 4 号 (9 月 2 0 日)

○ 議事日程	1 0 9
○ 出席議員	1 0 9
○ 欠席議員	1 1 0
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 0
○ 職務のため出席した者の職氏名	1 1 0
○ 開議の宣告	1 1 1
○ 議事日程の報告	1 1 1
○ 諸般の報告	1 1 1
○ 議案第 6 号から議案第 1 3 号までの質疑、討論、採決	1 1 1
・ 議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 9 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 1 0 号 令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 1 1 号 令和 5 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

いて

・議案第12号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について

・議案第13号 令和5年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

○陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 0

・陳情第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

○陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 3

・陳情第4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情書

○日程の追加…………… 1 3 4

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 5

・発議第1号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める意見書について

○閉会の宣告…………… 1 3 6

○署名議員…………… 1 3 7

令和 6 年第 3 回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 7 日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和 6 年 9 月 5 日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和 6 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 9 月 5 日（木曜日）

令和6年第3回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年9月5日（木）午前9時35分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鐘 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君

農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり 課 長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガ ス 課 長	山 口 義 則 君	教 育 委 員 会 長	鍵 田 貴 賜 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9 時 3 5 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和 6 年第 3 回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（中村義則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1 番 小野谷 元 伸 君

9 番 古 川 徹 君

を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議 長（中村義則君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から20日までの16日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から20日までの16日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第 1 号から議案第19号、報告第 1 号から報告第 6 号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、総務

経済常任委員会に付託します。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、浅岡厚君、代表監査委員、中村敏男君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者はお手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和6年度第1回定期監査が8月1日、2日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議 長（中村義則君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回九十九里町議会定例会の開催に当たり、御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

この夏は梅雨入り前から気温が高く、気象庁の発表によりますと、平均気温が令和5年と並んで過去最高を記録しました。本町においても熱中症警戒アラートが頻繁に発出されました。

また、本格的な台風シーズンを迎え、8月16日には台風第7号が関東に接近したことにより、自主避難所を開設し、自宅での待機に不安を抱える高齢の方々などが避難されました。また、台風第10号は、今までにない動きを見せ、町でも対応に苦慮いたしました。幸いにし、台風による大きな被害はありませんでしたが、今後も不安定な気候が続く見込みですので、引き続き気象情報等を注視しながら、状況に応じた万全な体制を取ってまいります。

さて、国が推進する社会全体のデジタル化につきまして、本町においてもその一環としてLINE町役場の導入を進めてまいります。LINE町役場は、24時間365日、各種申請や施設予約などがオンラインで対応できるもので、住民にとって行政手続における利便性が向上することはもとより、町の業務効率の向上も期待できます。10月から段階的にサービスを開始する予定としておりますが、議員の皆様方におかれましては、事業の趣旨を御理解いた

だき、御支援と御協力をお願いいたします。

それでは、令和6年第2回九十九里町議会臨時会以降の主な事業について御報告申し上げます。

7月1日には、夏期観光安全対策本部を設置し、ライフセーバーによる監視体制を整え、海水浴場を開設し、来遊客の安全・安心の確保に努めました。なお、8月31日の海水浴場の閉鎖までの間、幸いにして大きな水難事故は起こりませんでした。

8月3日には、夏の風物詩である第32回ふるさとまつりが開催されました。今年はパレード形式の踊りが盆踊りへと形を変えて復活し、花火大会では2,000発に及ぶ大輪の花火が九十九里町の夜空を盛大に彩りました。今回のまつりを通じて、町民同士がさらなる親交を深め、また、町民と観光客の交流のきっかけとすることができました。

次に、今後の予定となりますが、9月28日には九十九里小学校の運動会が開催されます。日頃の練習の成果が発揮され、素晴らしい運動会になることを期待しています。

9月29日には、秋の町内一斉清掃を実施いたします。地域の環境美化推進には、町民の皆様の御協力が必要不可欠です。議員の皆様におかれましても、それぞれの地域において御協力くださるようお願い申し上げます。

10月14日には、ビーチライフ in 九十九里町2024が開催されます。自転車ビーチレースを中心に、ちびっこはだし運動会など様々なビーチスポーツを体験することができるほか、飲食ブースなどファミリーで楽しめるイベントが予定されています。一年を通して誰もがビーチを活用、満喫するような習慣が地域に根付き、町民が改めて九十九里町の魅力を認識する機会になることを望みます。

11月1日から3日には文化祭が、3日には産業まつりが開催されます。また、17日には作田地区の住民を中心とした山武市と合同の防災訓練を実施する予定としております。詳細につきましては、決定し次第お知らせいたします。

今後の各事業の実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,013万9,000円を追加し、予算の総額を68億988万円とし、また、防災施設整備事業の繰越明許費及び地方債の補正を設定するものでございます。

議案第2号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ542万4,000円を減額し、予算の総額を1億4,246万8,000円とするものでございます。

議案第3号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ416万4,000円を追加し、予算の総額を20億1,016万4,000円とするものでございます。

議案第4号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入に149万7,000円を追加し、収益的支出に147万5,000円を追加するものでございます。

議案第5号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入に527万1,000円を、収益的支出に397万3,000円を追加するものでございます。また、第4条に定めた資本的支出に1,677万8,000円を追加するものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、各担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第6号から議案第13号までにつきましては、令和5年度九十九里町の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し並びにマイナンバーカードと健康保険証の一本化に関して国による整備が行われ、この施行期日が令和6年12月2日とされました。このことから、本町の関連する条例の整備が必要となることから、本条例を制定し、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における住民の利便性の向上を図るため、印鑑登録証明書の申請方法について、窓口申請での提出書類の簡略化及びオンライン申請を可能とするため、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定に

についてでございますが、学童保育の利用者が増加していることから、かたかい学童クラブ及びくじゅうくり学童クラブの定員を増やすため、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号 財産の取得についてでございますが、学校給食センター電気消毒保管庫を更新するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教員委員会委員の関留理子氏が令和6年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第19号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行されることに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約に規定する「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるため、地方自治法第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 令和5年度九十九里町健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度の健全化判断比率につきまして、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第2号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について及び報告第3号 令和5年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第4号 私債権の放棄についてでございますが、九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例第2条第1項の規定により、私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第5号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度の経営状況について報告するものでございます。

報告第6号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和5事業年度における業務実績に関する評価結果についてでございますが、地方独立行政法人法第28条第5項の規

定により、業務実績に関する評価結果について報告するものでございます。

以上が本定例会に上程いたします議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては担当から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時10分です。

（午前 9時53分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時08分）

◎日程第5 一般質問

○議 長（中村義則君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、9番、古川徹君。

（9番 古川 徹君 登壇）

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

皆さん、おはようございます。

議長の御承認をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

過日に発災した宮崎県日向灘を震源とする地震や遡りますが能登半島地震、そして直近に発生した台風7号や10号、自然災害の猛威が年々増しているように感じております。町においても懸念されている南海トラフ地震臨時情報として巨大地震注意が発表されるなど、町民も不安を感じていることとお察し申し上げます。

少しでもその不安を払拭できるように、行政も防災行政無線やSNSでの情報発信、また、自主避難所の早期開設対応や災害に備える待機職員、そして能登半島地震発災時では、復旧復興の一助となるように職員を派遣するなど、その対応に当たってくださった職員一同に心から敬意と感謝を申し上げます。何よりも被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

質問事項 1 点目の町内の雑草管理（道路、私有地、河川沿い）などの環境美化について。

質問要旨 1、片貝県道、豊海県道、通称にはなりますが産業道路、準県道路、河川沿いの歩道や縁石部分に雑草がひどく、住民に危険が生じているのと、町の環境美化にも影響していると思います。私も管理を毎年お願いしていますが、県の対応はどうかお聞きします。

質問要旨 2、管理されていない私有地の雑草は、町から土地家屋適正管理指導書を出しているようですが、指導に従わない場合の対応はどう考えているのか御答弁をください。

質問事項 2 点目の新庁舎建設について。

質問要旨 1、新庁舎建設計画の進捗状況について。老朽化が進み、修繕箇所や耐震の問題などが懸念されているとは思いますが、計画、進捗状況の御答弁を求めます。

質問要旨 2、新庁舎建設の見込額と建設基金積立額についてお聞かせください。

質問事項 3 点目の真亀川総合公園内レストラン棟について。

質問要旨 1、レストラン棟の貸出しを令和 6 年 3 月以降に再募集をしない理由についてをお聞きします。

質問要旨 2、都市公園法でレストラン業以外の使用はできないとのことですが、目的外使用許可の申請などにより、幅広く異業種での募集ができないのか御答弁をください。

以上で 1 回目の質問といたします。明快な答弁を求めます。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、古川徹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町内の雑草管理（道路、私有地、河川沿い）などの環境美化についての御質問にお答えいたします。

1 点目の片貝県道、豊海県道、産業道路、準県道路、河川沿いの歩道や縁石部分に雑草がひどく、管理を毎年お願いしているが、県の対応はとの質問ですが、県道、河川の除草作業につきましては、所管している千葉県山武土木事務所に毎年町から要望書を提出し、実施していただいております。千葉県では実施に当たり、現地の状況を確認し、必要に応じて通行車両や歩行者の安全確保のために、毎年、年 1 回程度実施していると伺っております。

2 点目の管理されていない私有地の雑草は、町から土地家屋適正管理指導書を出している

ようですが、指導に従わない場合の対応はとの御質問ですが、町では、九十九里町環境美化条例の規定に基づき、現地確認を行い、登記事項証明書により土地所有者を特定し、適正な管理及び措置について通知文による指導を実施しております。

通知文書には、現況の写真、九十九里町環境美化条例の抜粋を添付するとともに、土地所有者が作業できない場合にでも対処できるように管理業者の案内も同封しております。なお、指導に従わない場合の対応については、環境美化条例に基づき適正に対処しております。

次に、新庁舎建設についての御質問にお答えいたします。

1 点目の新庁舎建設計画の進捗状況についての御質問ですが、現在の庁舎は昭和43年の竣工で、建築後約56年が経過し、施設の老朽化や災害拠点施設としての耐震性能の不足、バリアフリーへの対応などが課題となっております。

庁舎の建設におきましては、基本構想や基本計画の策定、実施設計、建設工事などの過程に複数年を要することになりますので、先進事例を参考にしながら、これらのスケジュールを改めて策定いたします。

しかしながら、当該事業を進めるには多額の事業費を要することとなるため、本町の財政状況や他の事業計画などを踏まえる必要があると考えております。

2 点目の新庁舎建設の見込額と建設基金積立額についての御質問ですが、令和元年度に策定いたしました九十九里町役場庁舎等個別施設計画において、新庁舎の整備費は35億円と試算しております。

また、建設基金積立額ですが、新庁舎の建設に必要な財源を確保することを目的として、平成29年度に庁舎建設基金を設置し、積立てを進めているところでございます。令和5年度末の基金現在高は3億6,503万4,000円という状況でございます。

次に、真亀川総合公園内レストラン棟についての御質問にお答えいたします。

1 点目のレストラン棟の貸出しを令和6年3月以降に再募集しない理由はとの御質問ですが、真亀川総合公園内レストラン棟は平成12年に竣工し、平成27年3月末に前事業者が撤退した後、平成27年度から令和4年度までに9回、レストラン棟の経営事業者を公募いたしました。第9回目の公募で初めての応募があり、真亀川総合公園内レストラン棟経営事業者選定委員会で最終候補者が選定され、令和6年第1回九十九里町議会定例会において、普通財産の減額貸付についてとして議案を上程いたしました。賛成少数で否決となりました。

この結果を踏まえて、貸付価格などを含む指摘事項を反映させるため、募集要項を見直しておるところでございますが、施設の老朽化に伴い、雨漏り等による施設の修繕が必要とな

りましたので、これらの修繕と併せて再度の募集を検討してまいりたいと考えております。

2点目の都市公園法でレストラン業以外の使用ができない状況ですが、目的外使用許可の申請などにより、異業種での募集もできないのかとの御質問ですが、レストラン棟は都市公園法第2条に規定される公園施設であり、便益施設の飲食店として設置したものでございます。

このことから、現状においてレストラン棟を貸し付ける場合は、飲食店の経営事業者が公募の要件となります。しかしながら、現在レストラン棟は利活用できていない状況でございます。飲食店の経営事業者の再募集を検討するとともに、飲食店とは異なるレストラン棟の利活用についても、改めて研究してまいります。

以上で、古川徹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川です。

それでは、質問事項1の再質問です。

町からの要望は毎年出されているのは承知しておりますが、どのような要望の出し方をされているのか。町長から年1回程度、何か通行車両や歩行者の安全確保のために除草作業を実施していると県から聞いておりますと答弁をいただきましたが、あの状況で安全確保はできていますか。具体的に県には誰が要望に行かれ、県のほうは誰が要望に対応されているのか御答弁ください。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

要望書の提出については、毎年町長が千葉県山武土木事務所に出向き、所長に対応していただいているところです。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

町長1人で行かれているんですね。担当課の方は誰も行かれていないんですね、ほかに。今町長がと言われましたけれども、担当課の方々、課長を含めた中で何人かで行かれているということはないんですね。そして、所長1人が対応しているということでよろしいですね。御答弁願います。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

要望書の提出については、町長と私が同席し、山武土木事務所については、担当課の課長が対応していただいております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

じゃ町長1人じゃないじゃないですか。私がつてさっき町長言っていましたよね。今、そういうふうに答えられましたよね。その辺が、誰が行かれて、誰がどういう対応をしているのかということも含めて確認していかないと、こういうことって解決につながらないので、私、誰が、どういう方が対応しているというのを聞かなければ、向こうにも私が行ったときに言えませんか、そこを確認取りたかったです。

では、町からの要望に対して、毎年相変わらず主要県道の歩道、縁石部分や河川沿いも含めて雑草管理ができていないのは、町としてどのように捉えているのか。この件は、私も毎年お願いをしています。担当課も、私から連絡があると現地を確認して、県に再度お願いしてくれている。当然のこと、私からもお願いをして、あまりにも管理が広い場合には、県議会議員にもお願いをしています。

課長も現地を確認してくれているとは思いますが、特に歩道に雑草が埋め尽くされているようになっていけば、歩行者は当然のこと道路に出て歩くしかなくなりますよね。非常に危険です。車の運転も歩行者がいれば、その歩行者を避けますので、対向車との接触にもなり得る可能性があります。河川沿いは、散歩やウォーキングと健康志向の場として使われているようですし、何より町は環境美化条例を推進しているわけですから、ですよ。町としてどう考えておられるのか、その点について御見解をお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 古川議員。今3回目もう。

○9番（古川 徹君） 3回目じゃない。今2回目でしょうよ。

○議 長（中村義則君） 違います。もうここでやり取りしちゃっています、さっき。麻生課長とやり取りしちゃっているんですよ。

○9番（古川 徹君） 今3回目でしょう。

○議 長（中村義則君） 違います。

○9番（古川 徹君） 違くないじゃないよ。

○議 長（中村義則君） 違います。1回先に麻生課長に振っちゃって答弁もらっているの

で。

○9番（古川 徹君） 暫時休憩入れてくれる。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前10時25分）

○議長（中村義則君） それでは再開いたします。

（午前10時27分）

○議長（中村義則君） 次の質問で。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

3回目ということで、議長のほうから報告ありましたのでまとめますけれども、そのようなことがないように、これからも取り組んでいただきたいということだけを申し上げておきます。実際そのような状況が見られるわけですから。

次に、質問要旨2の管理されていない私有地の雑草管理についてですが、管理指導書を出したときに、現況の写真や環境美化条例を抜粋した書面も添付し、かつ土地管理者が作業できない場合でも対処できるように管理業者の案内も一緒に同封しているとの御答弁をいただきました。

その環境美化条例の抜粋した書面とは、環境美化条例第7章第29条の罰則規定に当たるものだと思いますが、指導・勧告・命令に従わない場合には、50万円以下の罰金に処するとあります。雑草管理で50万ともなれば、相当な面積や距離があるのではないかと想像しますが、50万円以下の罰則とは何を基準に算出して出されている金額なののでしょうか。それをお聞きしたいのと、実際にその罰則規定に基づき罰則に処することがあったのか御答弁をお願いいたします。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

罰則については、距離や面積により算出するものではございません。条例で定めることができる罰金の上限は100万円以下の罰金となっております。九十九里町環境美化条例第29条の罰則規定については、近隣自治体の類似する条例の罰則規定に合わせ、50万円以下の罰金としております。

実際に罰則規定により罰金に処すことがあったのかについてでございますが、近隣でも罰則を適用したケースはなく、また本町においても適用したケースはございません。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

それでは、その罰則には面積などに関係なく罰則金を規定しているんですね。近隣自治体も似たような罰則規定があっても適用されたケースがない。本町も適用したことはない。では、何のために定めた条例や罰則があるのかということになりますよね、それを実行しないのであれば。ましてや近隣自治体のケースなど関係ないわけで、うちのうちなんです。九十九里町は九十九里町。

この件も、今ほど質問した道路管理と一緒に、毎年お願いしているにもかかわらず、適正管理指導書を出しても、勧告書に類する書面を出しても、従わない方は長年というかずっと続いている状況ですよ、毎年同じ場所が。ですので、同じ内容の通知書を出してもらちが明かないと思うんです。

指導に従わない場合、また何の連絡もなく、相談もないのであれば、町から直接管理者に依頼した場合には、その費用を所有者、管理者に請求するような条例などを定め、そのような通知書を私有地の管理者に出されたほうが解決策になるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。御答弁ください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

町で所有者が行うべき管理の代行を実施した場合、それ以降の管理を町が継続せざるを得なくなることが予想されております。また、経費を所有者に請求しても、支払う意思がなければ徴収することが困難となります。さらには、相続放棄などで所有者が存在しない場合もあります。これらの場合の経費負担は町負担となってしまうため慎重に検討する必要があります。

今後の対応として、通知の際に50万以下の罰金を処することがあることに加え、議員御指摘の町における緊急措置、いわゆる行政代執行を行った場合の措置費用の請求がある旨を明記しつつ、環境美化条例に基づき適正な指導に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

課長ありがとうございます。新たな形で取り組んでいただけるようなので、問題の改善につながればと思います。

一つ申し上げておきますが、行政代執行と今言われまして、取れるか取れないか、そのことも起き得ると言われるようなことがありましたけれども、行政執行で必ずしも行ってください、管理しなければならないという質問ではございませんので、その点だけは御理解しておいてください。

今回の質問は、県道、私有地の雑草管理に絞った質問ですので、これ以上の質問はできませんが、町として環境美化条例を推進しているわけですから、町の管理部分が管理できていないようなことがないようにしていただきたいのと、道路にはみ出している樹木やマキ堀の木なども見受けられるので、危険を伴わないように指導のほうをよろしくお願いいたします。

続いて、質問事項2の新庁舎建設について再質問いたします。

質問要旨1、新庁舎建設計画の進捗状況はどこまで進められているのか。

56年が経過し、本庁舎も年々老朽し、あちこちと修繕箇所も増えているものと思います。建設計画でいつ頃までに建て替える計画で進められているのか。たしか前の説明では、2030年頃までにとお聞きした記憶があるのですが、そこを確認したいのと、建て替えの場所、位置などもどう考えて進められているのか。計画どおりでいくと、あと6年しかございませんが、その御答弁を下さい。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） 建設計画でいつ頃までに建て替える計画で進められているのか、以前の説明では2030年までと説明を受けたと記憶しているが、また建て替えの位置、場所など、どう考えて進められているのかとの御質問でございますが、議員御記憶のとおり、令和3年第4回九十九里町議会定例会における一般質問に対する答弁といたしまして、令和12年度、西暦では2030年の竣工を目指す御説明申し上げております。

しかしながら、このときの御説明は明確な目標の建築年度の設定は非常に厳しい状況であるとした上で、仮に事業規模を20億円、その財源を地方債75%で15億円、基金からの繰入金25%で5億円と想定した場合の竣工の時期を、基金5億円を確保する期間を考慮して令和12年度竣工としたと認識しております。

なお、この際事業のスケジュールといたしましては、基本構想や基本計画等を策定する計画期間に4年、建設期間を2年と見込み、令和6年度から具体的な検討を始めるとしており、

この具体的な検討の一つとして、町長答弁にもございましたとおり、令和6年度、本年度に改めて計画や建設期間等のスケジュールを作成したいと考えております。

また、建て替えの場所、位置をどう進めるのかとの御質問でございますけれども、地方自治法第4条に地方公共団体の事務所、すなわち町役場の位置につきましては、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公庁の関係等について適当な考慮を払わなければならないと規定されております。このことから、役場の位置につきましては、当然この規定の趣旨を踏まえて決定する必要があると考えております。また、この位置につきましては、基本構想を作成する中で決定する事項であると考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

では、今課長の答弁の中に基本構想や基本計画、設計工事と順次進められていくということですね。当初計画で進める考えであれば当然時間がかかり過ぎていて、6年後の完成を計画するのであれば場所や位置など示され、また建物の面積なども示されていかなきゃいけないと思います。

現在の本庁舎の一番懸念するところは、先ほど町長も言われていましたけれども、耐震、ここが一番懸念される場所じゃないですか。耐震の問題だと思います。2011年に発災した東日本大震災以降、30年間の間に約70%の確率で巨大地震が予測されている中、当初計画で進められれば、何とかその間は災害発生しないように願うしかないので、当初計画が遅れるのであれば、耐震診断や耐震補強のことも考えていかなければならない状態だと思います。

町も、学校統合や、またごみ処理施設の建て替えと、莫大な建設費用や負担額の捻出が必要であり、非常に頭を悩ませている状況であるとは思いますが、できる限り費用を抑えるには早々な計画で進めていただくことと、場所は住民にとって便利に利用できる、今課長も言われておりましたが、町住民の使われる中心部であり、かつ私から申し上げますと、万が一の災害に備えた、徒歩や車でも津波避難施設として活用できる場所に建設計画を推進していただくことを期待しております。

そこで再々質問ですが、建設基金積立額は約3億円弱ほどあったと思いますが、今年度の積立金により3億6,500万ほどということでございます。新庁舎建設の整備費が先ほど35億円と申しましたか、35億円。そのような試算ができるということは、大体の建物の大きさや

面積なども描いていることとお察し申し上げますが、先ほど財政状況を踏まえて事業を進めると答弁をいただきました。これから毎年、今積み上げている7,000万円積み立てたとしても、財源がどの程度確保できたら基本構想・計画・設計などを示され、その事業を進められるのか御答弁をください。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

財源がどの程度確保できたら基本構想などの事業を進められるのかとの御質問でございますが、整備費を庁舎等個別施設計画で試算したとおり35億円とし、事業全体を地方債の対象事業と仮定した場合、一般単独事業債の対象となり充当率は75%でございます。このため、この地方債を財源とした場合でも、残りの25%の他の財源が必要となります。

これらの率をそれぞれ35億円に当てはめますと、地方債が26億2,500万円、残り8億7,500万円となります。この8億7,500万円全てを庁舎建設基金で賄おうとすると、令和5年度末で基金残高が3億6,503万4,000円でございますので、今後令和5年度と同額の7,000万円を毎年積み立てたとして、今後7年以上を要することになります。

当該事業につきましては、庁舎の老朽化等の状況から進めていかなければならないと考えております。しかしながら、地方債の充当率が75%ということは、少なくとも事業費総額の25%は基金や一般財源などの財源を必要とするということでございます。建設資材や労務単価が高騰する中で、当該事業の実現には相当な事業費が見込まれます。町長答弁にもありましたとおり、当町の財政状況や事業計画を踏まえるとともに、引き続き庁舎建設基金への積立てにより財源確保を確実にしながら、当該事業の実施年度について計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川です。

3回目終わりましたので、質問できませんので、これで、したくてもできないんですけれども。今課長言われたように、町本当に私責めるわけじゃないけれども、財政大変厳しいじゃないですか。先ほども言いましたが、学校統合、そしてごみ処理施設、これだけでも莫大な費用がかかります。

ですから、建て替えという形で今示していますけれども、できれば財政状況を踏まえた中で費用を抑えていくということであれば、耐震のことも念頭に置きながらいかなければ、な

かなか今の町の財政の中ではやりくりが大変厳しいと思いますので、前の質問のときには、耐震の補強をした場合には、かなり庁舎の中が狭くなるからと、手狭になってしまうというような御答弁をいただいて、なかなかそれも難しいという答弁もいただいたんですが、それはあくまでも内側にやった場合のことですね、庁舎内の中に設置した場合。今外側にも耐震ってできると、できないですかね。

外側にバッテンがよく見られるところあるので、そういったことも可能か不可能なのか、その辺も含めた中で考えていただければいいかなと思いますので、どの道がいいのか、しっかりと早めに路線を示していただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

では、質問事項3の真亀川総合公園内レストラン棟について再質問いたします。

質問要旨1、レストラン棟の貸出しを令和6年3月以降に再募集しない理由の再質問です。

令和6年第1回定例議会にて提案された議案が否決となったことにより、その後すぐに担当課から問題点などを議会に諮ったわけ、そういった状況でしたよね、課長。それが問題があるか議会に諮ったわけなので、私は再募集に向けて、この問題は迅速に対応していただけるものだと思っておりました。

しかしながら、その後に町のホームページを確認していても再募集の掲載がなく、何でそんなに時間がかかるのかと思い、担当課に相談にお伺いいたしました。

先ほど施設の老朽化で修繕箇所があるので修繕の実施について検討していると答弁されましたが、修繕の実施について検討しているということは、今まで募集していたときに、なぜそれができなかったのかですよ。今までの募集の仕方としては、厳しい財政状況なので、9年間の間修繕もせずに、現状貸付けの募集を行ってきたわけですよ。今のままで貸し付けたいと。ましてや、今ほど質問した新庁舎建設の財源の確保もできない状況で、実際に今までの募集の際に、例えば施設の現状を確認してから借手が見つからなかったわけでもありませんし、たとえ修繕の費用を投資しても、必ず借手が見つかるということもないと思います。

募集の貸付金額は、今まで年間160万円くらいで募集をしていたところ応募がなく、応相談の条件を付け加えて募集をしたところ、初めて応募もあり、あまりにも貸付金額が募集の内容とかけ離れていたこともあり議会に否決されたことから、再募集に向けて財源をかけずに迅速に取り組む方法もあったと思います。そのようなところは、どのように考えているのか御見解をお聞きします。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

古川議員の御質問でございますが、公共施設については町民の貴重な財産であり、その活用について御心配をいただいていることからの御質問であると考えております。

御質問のとおり、真亀川総合公園レストラン棟の経営事業者につきましては、従前の募集要項を見直しすることなく用いれば、迅速な再募集は可能であったとも認識しております。しかしながら、レストラン棟の貸付けにつきましては、町長答弁にもございましたとおり、令和6年度第1回九十九里町議会定例会におきまして、貸付け価格のほか、多くの御指摘をいただいたところでございます。このため、次の募集を実施する場合には、これらの指摘事項をしっかりと反映させる必要があるというふうに考えております。

また、これら御指摘いただいた事項以外の募集要項の内容や貸付料を算定する普通財産の貸付料に関する要綱につきましても、併せて見直ししているところから時間を要しているというところでございます。

レストラン棟の経営事業者の再募集に向け、議会や町民の皆様にご理解いただけるような募集要項等の見直しを進めるとともに、これらの見直しを基に基準や仕組みを立て直しながら、町の空き公共施設の有効活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

やはり今までもずっと募集をしている中でやってきたわけですから、本来ならば減額貸付けという形でできるのであれば、160万以下の減額貸付けができる状況であれば、もうちょっと金額を抑えた金額で再募集をかけるとかにすれば、こんなに時間はかからないと思うんです。

そのような形で進めていただきたいのと、質問要旨2の都市公園法でレストラン業以外の使用ができない状況で、目的外使用許可の申請により異業種での募集ができないのかの再質問になりますが、レストラン業以外に飲食店、売店などでも利用はできるとの御答弁をいただきました。

ならば、以前に私の知人から弁当の配送業務で利用できる施設を探しているとお聞きしたので、知人に飲食なども兼ねて販売するようなこともできないかと聞いたところ、弁当の販売など飲食の売店としてもできると言われたので、担当課に相談した際、都市公園法の規定により、どうしても貸出しができないと言われたのはどういうことなのか。賃借料も1か月

20万で年間240万でという好条件だったわけです。飲食や売店にも値する条件であったと思われませんが、貸出し不可能になった理由を分かりやすく御答弁ください。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

レストラン棟の利用相談につきましては、令和6年6月に受けたところでございます。この時点でレストラン棟の経営事業者を募集しているという状況ではございませんでしたが、相談につきましては、随時対応させていただいているところでございます。

御相談のあった内容といたしましては、レストラン棟を他の場所で作ったお弁当を保管し、配送する拠点として使用するという御相談でございました。このことから、当該レストラン棟が公園施設の飲食店で設置が認められていることから、御相談いただいた業務内容では貸出しすることが難しい旨を御説明したところでございます。

しかしながら、町長答弁にもありましたとおり、レストラン棟は活用できていない状況でございます。町が管理する公共施設の有効活用の観点からも、さきに御質問いただきました再募集と併せて当町にとってどのような活用方法が有効かにつきましても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

都市公園法で異業種の募集がどうしても不可能ということならば、今ほど申し上げましたように、165万じゃなく、100万でも50万でもと。当時はだって年間12万という数字だったんですから、示した金額が。だったら50万にしてみるとか、100万にしてみるとかって、そういった方法の減額貸付けの方法でも再募集というのはすぐかけられたと思うんです。そこまで下げたんですから。

だから、これから募集をかけるに当たって、そのような方法を取るのであれば、減額貸付けの応相談などの示し方、これをもうちょっと分かりやすくやってあげないと、ただ応相談と載せても分かりにくいと思うんです。金額については相談に乗り対処いたします。そのような分かりやすい示し方やっていただくのと、または、用途変更の使用許可も考えたほうがいいと思います、使うに当たって。そのような形で行っていただきまして、少しでも町の財政収入につなげていただければと思います。

以上で質問を終わります。町長はじめ担当課長の御答弁、誠にありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は午後 1 時です。

（午前 10 時 55 分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 58 分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、14番、谷川優子君。

（14番 谷川優子君 登壇）

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和6年9月定例議会の一般質問を行います。

8月8日午後4時42分、宮崎県で震度6弱の揺れを観測しました。震源の深さは31km、地震の規模はマグニチュード7.1と推定されとの報道でありました。南海トラフ地震規模の大きな地震が起きる可能性が高まっているとして、巨大地震注意とする南海トラフ地震臨時情報を発表しました。異常気象等により経験したことのない大雨、洪水、水害対策の強化を、今ほど抜本的対策が求められているときにはありません。

政府は、2018年に重要インフラの緊急点検を実施し、3年間で7兆円の事業規模の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を打ち出しました。また20年には、5年間で15兆円規模の国土強靱化のための5か年加速化対策を進めています。

3か年緊急対策では、河川の洪水対策として、樹木伐採、掘削に4,700億円、道路の冠水対策約1,200か所に1,700億円など具体的な内容でしたが、これは従来から対策しなければならぬ箇所であって、予算づけがされずに先送りをされてきたところです。

これまでは、河川の流水量をコントロールすることを基本に、ダムや堤防などの整備を中心にしてきましたが、これを転換し、堤防、ダム、下水道のため池の整備、あるいは森林整備、治山対策、ダム事前放流、堆砂対策、線状降水帯等の速成予測精度を向上、グリーンインフラの活用、災害リスクも含めたまちづくりと連携などを推進するとしています。

私たち日本共産党も、流域崖錐への治水、流域治水への転換はかねてから求めてきたところです。私も令和6年9月定例議会の一般質問は、災害から住民をどのように守るのかなど

に絞り、防災・減災対策について一般質問をいたします。

大項目 1 は、災害時における避難所運営及び要支援者への対応についてお伺いします。

小項目の 1 点目、各避難所の収容人数をお答えください。

2 点目は、災害時の自主防災組織やあるいは民生委員など、避難支援者の行動についてお答えください。

3 点目は、要支援者名簿の提供など、避難援助の仕組みなどはどのようになっているのかお答えください。

4 点目は、車椅子を利用するなど、障害者が避難してくることが想定されている避難所なのか。

5 点目は、車椅子などに対応できるバリアフリー化にしている避難所はどのくらいあるのか。

6 点目、また車椅子や高齢者の対応避難所は幾つぐらいあるのか。

7 点目は、災害時の要援護者を支援する防災訓練について取り組んでいるのかお答えください。

8 点目、避難所のエアコン設置についてお伺いいたします。

9 点目、自主避難の対応についてお伺いいたします。

大項目 2 は、公共工事の入札及び契約適正化の促進法に、法律、条例制定についてお伺いします。

平成12年11月17日に可決、成立した公共工事の入札及び契約適正化の方針法は、平成5年のゼネコン汚職事件など不祥事の中、工事の入札・契約の適正化を目的とした法案です。入札や契約の公正性、あるいは透明性の監視や苦情の適切な処理のための第三者機関の設置を行う必要があるとされています。国でも第三者機関を設置していない市町村に対し、第三者機関の設置を促進するために入札監視委員会の設置、あるいは運営するための方針が出されていますが、町の公共工事の入札及び契約適正化の促進法についての取組についてお答えください。

再質問は自席で行います。

○議 長（中村義則君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害時における避難所運営及び要支援者への対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の避難所の収容人数についての御質問ですが、避難生活が可能な収容人数につきましては、指定避難所の6か所で約5,800人と見込んでおりますが、感染症対策等を講じた場合は、その約半数となります。

2点目の自主防災組織や民生委員などの避難支援者には、どの段階で、どのように伝えているのかとの御質問ですが、台風などの予見できる災害につきましては、自主防災組織と連携を図り、避難所開設などの情報共有を図っております。

また、民生委員においては、発災時は民生委員自身も被災者となり得ることから、自らの安全が確認できた後、無理のない範囲で要支援者の支援に協力するよう周知しております。

3点目の避難支援者に避難行動要支援者名簿の提供など避難援助の仕組みができているのかとの御質問ですが、災害時に迅速な避難援助を行うため、避難行動要支援者名簿を警察及び消防署に提供し、事前に情報を共有することにより、要支援者の避難体制の構築を図っております。

4点目の車椅子などを利用する障害者が避難してくることを想定しているのかとの御質問ですが、車椅子などを利用する障害者が避難してくることは想定しており、避難物品なども確保しております。また、車椅子を利用する以外の障害者の方においても、その程度によっては福祉避難所を活用できるよう災害応援協定を締結しております。

5点目の車椅子などに対応できるバリアフリー化をしている避難所は幾つあるのかとの御質問ですが、指定避難所6か所のうち3か所はバリアフリーとなっておりますが、残りの3か所は一部について段差がある状況となっております。

6点目の車椅子対応のトイレのある避難所は幾つあるのかとの御質問ですが、常設での車椅子対応のトイレにつきましては、指定避難所6か所全てに完備してあります。また、被災により、車椅子対応のトイレが使用できない場合に備え、仮設の車椅子対応トイレも備蓄しております。

7点目の災害時、要援護者を支援する実効性のある防災訓練に取り組んでいくのかとの御質問ですが、現在まで要支援者を含めた自助・共助を取り込んだ総合防災訓練を行ってまいりました。本年度も山武市との合同防災訓練を予定しておりますが、来年度以降も各地区の要支援者を支援するための実効性のある防災訓練を引き続き実施してまいりますので、御参加ください。

8 点目の避難所のエアコン設置計画についての御質問ですが、指定避難所である各小・中学校等の普通教室にはエアコンが設置されておりますが、体育館には設置されていない状況です。

このことから、避難所での生活が長期化する場合には、避難者の二次被害を防ぐためにも、気象状況に応じた避難施設の活用をしてまいります。また、避難所としての体育館へのエアコンの設置は考えておりません。

9 点目の自主避難所での対応についての御質問ですが、自主避難所につきましては、災害が発生するおそれがある場合に、高齢者や不安を感じる方を対象に事前避難のために開設しております。このため、自助・共助の観点から、飲料や食料、毛布など生活に必要な物の持参に御理解と御協力をお願いしております。

次に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく条例の制定についての御質問にお答えいたします。

入札の公正さと透明性が保たれる入札制度についての御質問ですが、公共工事はその多くが町民生活の基盤となる社会資本を整備するものであり、その入札及び契約に関しては、公平性や透明性を確保することが求められます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、地方公共団体に義務づけられた事項について、平成13年度に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る九十九里町入札・契約事務運用マニュアルを策定し、その運用方針を定め、本町が統一的な対応をすることにより、町発注工事の適正な執行を図っているところでございます。

また、令和3年10月から設計金額が130万円以上の全ての建設工事について、電子入札による一般競争入札を実施し、入札手続の透明性の確保や公正な競争の促進などを図るとともに最低制限価格を設定し、ダンピング受注による不適切工事の防止など、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨に沿った対策を講じております。

引き続きこの法律の趣旨に基づき、公共工事における入札や契約の情報の公開、不正行為等に対する措置などを講じながら、公共工事の入札及び契約の適正化を図ってまいります。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

避難所の収容人数についての再質問を行います。大項目1の再質問2です。

千葉県の災害時における避難所運営の手引きなどを見ますと、避難所では、避難者の居住スペースのほかに運営委員会の事務、あるいは物資の集積、情報の掲示、あるいは応急医療の提供等の使用スペースなどのスペースが必要とされております。最低限避難者1人当たりの有効面積は4㎡となっていますが、九十九里町の各避難所でのこの規定スペースの数字に合わせて、どのくらいの住民が収容できるのかお答えください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

感染症対策等の収容者数ということで1人4㎡で換算した場合には、6避難所施設において2,911名の収容人数となります。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

災害時の一般の避難所での生活することが困難な方を対象とした福祉避難所について伺います。

高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者などの災害時に、この一次避難場所では生活が困難な方々を対象とした福祉避難所にはどのくらい、どのような内容になっているのかお答えください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

避難状況、その被害の内容等にもよりますが、長期にわたった要支援者の方々が避難する際に、町のほうで判断をし、要支援者の方を搬送し、避難福祉所で避難生活を送っていただくということが確立されております。

避難所としては3施設を指定しており、町の施設では、ちどりの里、つくも学遊館、保健センターとなっております。そのほか、災害協定に基づいて福祉施設と協定を結んでおり、避難生活ができるような体制を構築しております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次は、避難行動要支援者への連携、伝達について再質問を行います。

平成23年度の起きた東日本大震災では、65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍だと、このような数字が出ています。こうした東

日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正がされていると思いますけれども、この避難支援者への情報伝達、あるいは支援体制がどのように整っているのか、具体的にお答えください。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

九十九里町地域防災計画では、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援は、地域住民の協力を得て行うとしております。民生委員などの支援者においては、防災行政無線等で状況を確認し、自ら安全を確保した後、見守り等の支援の協力をお願いすることとなると考えております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

地域の防災訓練に取り入れるなど、避難行動要支援者への伝達する情報の確認方法や避難行動要支援者への連絡方法は、どのようにされているのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

災害時には民生委員自身も被災者となり得ることから、地域関係者との連携による取組が重要となってきております。今後、日頃の見守り活動を含め、災害時に備えた体制づくりについて関係課と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 支援者の名簿の作成と避難援助について再質問をいたします。

避難行動要支援者名簿を活用して避難訓練、情報の通知などを行っていると思いますけれども、独り暮らしの高齢者や重度の障害のある人など、日常において支援を必要とする避難行動要支援が必要とされている人たちは、2021年5月の国の要支援者の個別避難計画を作成するということが出されましたけれども、災害から命を守ることに有効である。国のほうでは、そのような判断をした中で政策基本法の一部が改正されました。要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされましたが、登録者の数が分かればお教えください。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

避難行動要支援者名簿の登録者数についての御質問ですけれども、令和6年4月1日現在、約600名となっております。このうち、公表の同意を得ている方については550名となっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をいたします。

要支援者の避難訓練実施は、当事者、行政、福祉分野、あるいは地域住民の協力が必要だということになると思いますけれども、自主防災組織は町が作成した避難行動と避難所開設、あるいは運営の手引を参考にしていると思いますけれども、2014年の改正災害対策基本法では、要支援者の避難を迅速に、円滑に進める、またはこの基本法に基づいて、国は市町村に要支援者の名簿づくり、あるいは義務づけ、要支援者等の個別支援計画を求めているとなっておりますけれども、町はそういった要支援者の個人個人との連携というか、この人がこの人を災害のときには助けに来ますよと、そういった連携はされているのか。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員が今おっしゃったことそのものが個別避難計画の作成ということになるわけですが、この個別避難計画策定に当たっては、日頃の見守り活動などを通じた信頼関係とともに、今年度関係課と協議しながら進めていく段取りを取っているところでございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

障害者が避難することを想定しているような避難所になっているか。あるいは、そういう状況になっているかという再質問をいたします。

やはり避難所に行くと、御本人も大変なんでしょうけれども、周りになかなか助けてくれと、なかなか言えない障害者なんです。私も東日本大震災のときに、車椅子の主人を連れて片貝小学校の避難所に私は避難したんですが、なかなかやっぱり段差があったり、大変な状況を私は経験しているわけです。うちは車椅子の話なんですけれども、大きな災害が発生したときに障害者にとっていろんな問題が想定されると思うんです。

障害者の中で聴覚障害者の方、緊急避難を促すアナウンサーが聞こえなかったり、聞こえにくいため現状の判断が難しい、あるいは障害者や高齢者など支援が必要な人々への焦点

を当てて災害時に行うと。国のほうもいろいろ法改正をして、そういったことが載っていたと思うんです。

最も今多いのが、やっぱり足腰の機能低下した高齢者や、そういった障害のある人によって、学校や公民館などの公共施設などに避難を指定されていますけれども、九十九里もそうなんですけれども、そういった障害者や高齢者の受入れを配慮、本当にされたものなのか、あるいはそういった事前に調査がされているのか、例えば東日本大震災の後、避難所としての事前調査をされているのか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

避難所ということでございますけれども、災害発生直後の混乱した状況での避難施設、避難所の開設であります。なおかつ通常時は、児童・生徒は授業で使用している施設でもあることからスムーズに使用できないケースはあると思います。

避難所の運営には、施設管理者、それから避難所派遣職員と避難して来られた方々の協力、つまり共助になると思います。それが不可欠となります。このことからもお互いに協力していただきながら、スムーズな避難所運営ができるように、これからも御理解と御協力をお願いしたいと思います。

なお、被害状況に応じまして、先ほども答弁をさせていただきましたが、災害時要配慮者の利用を考慮し、必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者の状態にも応じて優先順位をつけて搬送し、対応する体制は構築されておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

やっぱり障害者が避難してくることを想定している本当に避難所なのかと聞いたのは、現に、やはりそういう車椅子で避難してきた私の経験でも、とても段差が多かったり、障害用のトイレがあってもすのこが敷いてあったりして、とても車椅子でそのままトイレに行かれないという、そういう状況があったということで、そういった状況が次の災害に生かされているかどうか、そういった確認をされているかどうかということを私は聞いたんですけれども、どうなのでしょう。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 答弁の繰り返しになりますが、避難所におきましては学校施設と

いうところもありますので、関係機関と協議をしながら、その辺スムーズに対応できるような対策は、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 避難所のバリアフリー化について再質問をいたします。

東日本大震災のとき、今言ったように私も車椅子を押しながら避難しました。ところが、トイレに行くにも段差があったり、いろいろ車椅子で入れる状態ではありませんでした。

平成25年6月に制定された障害者差別解消法では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現、障害を理由とする差別の解消を推進するという、このような障害者差別解消法という制定がされました。

だからやっぱり障害者の避難所の中でも、各自御自分のことでみんな精いっぱいなんです、避難所に行ってもね。だからやっぱりそういった自分のことで精いっぱいだということで、もう少し避難所でのそういったバリアフリー化もそうなんだけれども、避難者に対しての援助は必要じゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

災害発生時においては、それぞれの方々が状況、混乱しており、とても人助けをするというところはなかなか難しい面もあるかと思います。しかしながら時間がたつにつれ落ち着きを取り戻し、お互いが協力し合って、自助、共助、そして公助というところで協力し合って避難所の運営をしていくというのが求められております。

実際に能登半島においても、我々職員を派遣しておりましたが、その避難所運営においても、それぞれ避難をされてきた方がお互いに協力し合って、トイレ掃除とか、炊飯の準備とか、そういったものを協力し合って、安全・安心な避難所運営に協力していただいたということになりますので、その時々にもよりますが、お互い協力し合ってスムーズな避難所運営になるように、御理解、御協力をいただければと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 先ほどから言っている体育館での障害用トイレについて、再質問をさせていただきます。

いろいろ調べると、千葉市では避難所にマンホールトイレの設置やいろいろ工夫しているようです。また、障害用のトイレ、片貝小学校の障害用のトイレ、やっぱりうちで避難したときはあふれて、なかなか使いづらいものでした。

ですから、そういったことを避難した人たちが十分に安心して使えるような、そういった障害用のトイレ、あるいは簡易型のスロープの設置等も今後考えていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

現在町では、障害者の方々そういったことも考慮しまして、簡易テント、これを更衣室用も含めた中で備蓄しております。さらには、簡易トイレとして手すり付きのトイレ、これも備蓄しており、その災害状況に応じて対応してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針について、お伺いいたします。

平成25年8月に、内閣府では要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援や避難支援等の関係者の犠牲を抑えるために、事前の準備を進めて迅速に避難支援等が必要となるというような内容の指針が出されております。市町村においては、地域の特性や実情を踏まえて、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の命を守るという重要な目標を達成するために取組を活用して適切に対応していると思うんですけれども、これに対してどうでしょうか。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午後 1時34分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時37分）

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

現在町で実施しております総合防災訓練でございますが、これは全町民を対象として取り組んでおります。

このことから、要支援者の方も家族などと御一緒に御参加していただいて、どのような避難方法があるのか確認をしていただきながら不便さを感じたなど、反省点や御意見として改めていただければ、避難者が安全に安心してスムーズに避難できるような方法も確立するものの訓練の一つだと、このように思っております。

今後も計画していく訓練に御参加をいただき、みんなで考えた避難方法を構築してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やはりね、回答は結構ですけれども、そういった障害のある方、あるいは高齢者の方も、ふだんからそういった避難の仕方考えている。これは大事なことだと思うんです。

というのは、東日本大震災があった後、私、海のほうの高齢者のところ回ったんです。そうしたら、大体「いや逃げなかったさ」という回答をされる方が結構いたんです。「逃げなかったら津波に飲み込まれちゃいますよ」と言ったら、「もうしょうがないさ」と、やっぱり独り暮らしだし、誰かに迷惑かけて乗せていってもらうわけにもいかないから、「流されたときは流されたときださ」という、そういう回答をされた高齢者の方が何人かいたんです。もう諦めさせちゃいけないと、私はそのとき強く感じました。

やっぱり自分の命は確かに自分で守るということはあるでしょうけれども、高齢者の方に、自分の命は自分で守るんだよというのは無理な話であって、環境をどうやって整えるのか。町がどうやって住民を助けるのかということを第一に考えていただきたいと思います。それで、私はそういう質問いたしました。

次に、体育館の避難所でのエアコン設置なんですけれども、これは、今この異常な暑さの中で、災害がこの夏に発生した場合、避難所にエアコンが設置されていないなんて、とても考えられません。停電していてもエアコンが使えるようなそういった環境が、今国のほうでも考えているようですけれども、やはり今後、こういう今の情勢というか、気候を考えたら、ぜひエアコンの設置はしていかなきゃいけないと思うんですけれども、町長はどのようにお考えですか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

大変な気象状況、猛暑の中というところでございますけれども、先ほども町長答弁でもありましたとおり、現段階で避難所として体育館へのエアコンの設置は考えておりません。しかしながら、気象状況、それから避難者の体調等も考慮して、必要に応じて空調設備のある施設へ移動していただいて、避難生活を送っていただくということを考えております。

しかしながら、これはあくまでも電気が通電しているという状況の中ですので、大きな災害が発生した場合には、当然停電も想定されております。それだけの施設のエアコンを賄うだけの自家発電が準備できるのかということも非常に考えていかなければならないところなんです、そういった大きな施設でもありますから、どれだけの規模の自家発電装置を備えればいいのかということも、今後検討していかなければならないと思っております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 避難所でのエアコン設置の再々質問をいたします。

公共施設等総合管理計画の一部改定がされて、第2期のこの案によりますと、災害時に施設のうち一室は体調不良者や要支援者の避難に対応できるよう、室温調節が可能となる電源や設備を確保することを基本ということで、今回記述が、そういったのが加わったんですね。

具体的にそれをどうやって進めるのか、今ある設備の中に具合が悪くなった人を入れると。そういう話だったと思うんですけれども、それは人数的にも可能ではないと思うんです。ですから、やはりこれはエアコン設置、こういった室温調節が可能となる電源や設備を確保しながら、エアコン、あるいは冷房設備を整えていっていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 体育館のエアコン設置については、教育委員会部局が管理しておりますので、お答えさせていただきます。

町内3小1中に一つずつ、計4つの体育館がございます。体育館には、今現在どこの体育館にも断熱材等が一切入っておりません。今後エアコンを入れるとなると、全ての構造を抜本的に改造して、それに耐え得る構造にしていかなければならないというようなこともございますので、教育委員会といたしましては、体育館にエアコンを設置することは今現在考えておりません。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 回答は結構ですので。ただ、やはりこういう状況だからこそ、どんな無理してもエアコン設置、クーラーの設置は、私は必要だと思いますので、よく考えてください。

9点目の自主避難の対応について再質問を行います。

自主避難所は、避難指示、いわゆる緊急発令ではなく、自宅等にい続けることに身の危険を感じた方、あるいは安全を確保するために災害リスクが低くなるまで早期に、それまで避難すると。これが自主避難所の規定だと思うんです。

ただ、内閣府によると、自主避難所は災害対策基本法などで位置づけられて今までいなかったと。ところが、能登半島地震の被災地の経験から、国でも、内閣府でも、自主避難も災害救助法で国が費用負担をする避難所になるとして、県や自治体に対して適切な支援を行うように呼びかけていると思います。

九十九里町では、中央公民館が自主避難所になって、避難をする際には寝具を用意しろという、そういった寝具を用意していくようにと。やっぱり今回、国もそういうふうに変ったということは、地域格差があるということが能登半島の地震の中で、山間、山や何かの地域の人、あるいは九十九里町のように、作田からここまで自主避難をしってくる人、いろんな条件がある中で、国もそういうふうに変えたんだと思うんです。

ですから、やっぱり自主避難、中央公民館が自主避難になっている、寝具を用意するということになっていますけれども、皆さん御存じのように九十九里町は交通の便が悪い、あるいは体調が悪く不安を抱える高齢者もいる。そういう高齢者に対して、例えば冬なんか避難するときに、毛布と布団を持ってきたさい。これはあまりにも冷たい対応じゃないかと思います。ですから、せめて、自治体によっては寝具や何かはこちらで用意しますという、そういう呼びかけをしている自主避難の自治体もあります。

ですから、やっぱり九十九里町の住民も作田のほうから避難してくる。布団や毛布を持って冬は避難をしってくる、そういったことのないように、せめて寝具やそういったものはこちらで用意するということはどうでしょうか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃっていたとおり自主避難所でございますけれども、避難指示等が発令されるときに開設される指定避難所とは異なり、台風の接近など、洪水や暴風雨により被害が発生するおそれがある場合に、町民の皆さんの問合せ状況等を考慮した上で、事前に避難を希望

される方を対象として、高齢者や不安のある方の安全を確保するために一時的に開設をしております。

一方、避難所につきましては、災害による危機が切迫した状況、もしくは災害が発生した場合に避難指示を発令し、避難指定場所として開設するものであります。その際には、町において全ての物品、食料、毛布、そういったものは提供させていただきます。

しかしながら、自主避難所につきましては、あくまでも一時的で、自主的に避難する場所ということもありますので、そこで避難生活を送ることは想定しておりません。したがって、水や食料等についても提供をすることは考えておりません。

しかしながら、国の指針等も受け、避難場所には畳が現在ありませんので、そういったことも考慮して、段ボールベッドを用意し、それを利用して一時的な避難をしていただくという方法を現在取っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 先ほども言ったように、今まで国でも自主避難所は災害対策基本法に位置づけられていなかったけれども、今度は位置づけられるようになったと。それは、能登半島地震のときに、山間、山の人たちが自主避難できなくて、ビニールハウスのところにみんな避難したと。

そういったことがあって、そういったことでは駄目だということで、自主避難も災害救助法で適用されるというふうになって、県や自治体に対して適切な支援を行うように呼びかけられている。これが適切な支援なのかどうなのか。自分たちが勝手に避難してきたから、自分たちでやってくれ。そういうことではありませんということが出ていると思うんです。

これは能登半島地震の被災者の経験から、国はそうように変わっていると。だからそういうことを考えたら、やっぱり県や自治体に対してそういう支援をするように呼びかけているわけだから、きちんとそれは対応するべきじゃないかと思うんです。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針改定、避難所の開設等は市町村が行う自治事務であり、避難所における生活環境の整備は努力義務ではあるが、内閣府としても市町村に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等をというような助言がされています。ぜひ、住民が安心して、いつでも避難できるような、そういった対応をお願いいたします。

○議長（中村義則君） 答弁は。

○14番（谷川優子君） 答弁してもらえれば、答弁して。でも同じような答弁ですよ。

○議長（中村義則君） そうですね。じゃいいですか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 最後に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進法に関する法律の条例制定、公共工事の入札及び、これは情報公開や工事現場点検などを定めている、どうもそういった法律のようです。

国や地方自治体は、政令で定める特殊法人が発注者となる公共工事に適用されると。これから九十九里町も、学校統合建設だとか、また庁舎の建て替え、いろいろ大きな公共工事が出てくると思うんです。ですから、ぜひこういった適正化、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に対して、まだ自治体は1割ぐらいしか、そういう第三者委員会をつくっていないということはあるんですけども、ぜひこれは透明性、公正取引、公共工事の入札や契約の適正化の促進法というのは、これはもう透明化の問題を出しているんだと思います。

ですから、発注者は、毎年度の公共工事の発注見通しや業者や金額などの入札契約情報の公表、不正行為の疑いに足りる事実を関係機関に通知するように、内容を見ると義務づけられています。公共工事の丸投げを例外なく全面禁止したような内容のようです、私も読んでみですけども。

先ほども言ったように、これから九十九里町で行おうとする学校統廃合、あるいは新庁舎建設などに関わってくる問題なので、最後に、これに対しての町の対応をお答えください。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、この公共工事の入札及び契約の適正化の法律に関する法律及び同法施行令に係る九十九里町入札・契約事務運用マニュアルを策定済みでございます。これらを基に、それぞれこの法の趣旨にのっとり運用をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は2時10分といたします。

（午後 1時55分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時08分)

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、3番、松井由美子君。

（3番 松井由美子君 登壇）

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

議長のお許しをいただきましたので、令和6年9月定例会におきまして質問させていただきます。

初めに、8月の台風7号、続く台風10号におきまして、全国で多数の被害が発生しているとの報道がありました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興を切に願っております。

本町におきましては、台風7号の際に自主避難所を開設していただき、避難された方々がいると聞いておりますが、大きな被害はなかったようで一安心いたしました。しかしながら、この先また台風が発生する可能性は十分あります。最近の台風や線状降水帯などは激甚化しており、予報の精度は高まってきているにもかかわらず、予測がしにくいとの専門家の声も聞かれます。自然災害の予測は難しいかもしれませんが、日頃から災害に備えておくことは可能です。

9月1日は防災の日として、町広報紙にも防災への備えについて記載されております。家庭、地域、行政、それぞれができることを考え、準備をし、被害を少しでも減らす取組が重要です。そして、その地道な積み重ねが災害に強いまちづくりにつながると思います。

それでは、安全・安心のまちづくり、生き生きと暮らせるまちづくり、元気で活力のあるまちづくりを目指す観点から質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、1項目め、災害対策について伺います。

先ほども述べましたとおり、災害は、いつ、どこで起こるか分かりません。そのような中で懸念されるのが独り暮らしの高齢者や障害者の避難についてです。

令和5年9月と令和6年3月にも個別避難計画について質問いたしましたが、その後の進捗状況について伺います。

2項目めに、高齢者福祉の充実について伺います。

2025年には、65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になると推計されております。

そのような中、令和6年1月、認知症基本法が施行されました。この法律は、認知症の方の尊厳を守りながら希望を持って暮らせるように、国や自治体の取組を定めております。

そこで1点目に、認知症基本法に基づいた認知症に関する正しい知識と理解を深めるための町の取組についてお聞かせください。

2点目に、認知症の高齢者を介護する家族の負担軽減について伺います。

認知症の方の介護は身の回りのお世話だけでなく、目が離せない、昼夜逆転するなど、様々な問題が起こります。仕事をしながらの介護や介護者が高齢の場合などは介護負担やストレスが続き、心身に大きな影響を与えています。町では、介護する家族の負担を軽減するために、どのような取組を行っているのか伺います。

3点目に、認知症になると判断力が低下し、日常生活での意思決定や問題解決が難しくなり、進行するにつれてより顕著になってくることが多いと言われています。認知症基本法に定める基本的施策の一つである認知症の方への意思決定の支援及び権利・利益の保護について、町の取組を伺います。

4点目に、認知症の方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、生活のあらゆる場面での障壁を減らすバリアフリー化の推進が大切です。認知症は誰でもなり得るものであり、自分事として捉え、日常生活の場面で認知症の方への配慮をすることや、地域ぐるみで認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを目指すことが重要です。町では、認知症の方への生活におけるバリアフリー化の推進について、どのような取組をされているのかお聞かせください。

5点目に、今後さらに高齢化が進むにつれて、身寄りがなく、養護者のいない高齢者が増えてくると思われます。自立した生活が困難になった独り暮らしの高齢者が安心して暮らせる住まいの確保について、町の対策をお聞かせください。

6点目に、介護ケアの質の向上に向け、ユマニチュードの技術取得について伺います。

ユマニチュードはフランスで開発され、35年以上の歴史を持つ認知症ケアの技法です。介護の現場や家族介護においては、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり、暴言や暴力を受けることがあります。介護する側は、相手を大切に思っているにもかかわらず通じないことが多々あります。ユマニチュードは、あなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つの4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法です。これを身につけることによって様々な効果が報告されています。

国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負

担感も20%ほど軽減したとの有効性が確認されております。現在、この技法を導入している自治体や病院、介護施設などは、福岡市をはじめとして、横浜市、郡山市など全国的に広がっています。認知症の方に寄り添うケア技術を身につけ、これからの介護負担の軽減につながるため、本町でもユマニチュードの技術取得の推進をすべきだと思いますが、町のお考えを伺います。

3項目めに、移住・定住対策について1点伺います。

地域おこし協力隊の導入について伺います。地域おこし協力隊は、過疎地域や条件不利地域に移住し、その地域の活性化を支援する取組です。総務省が所管しており、平成21年にスタートしました。この制度は、地域の課題解決や人口減少対策として注目されており、任期終了後も多くの隊員がその地域に定住していると聞いております。現在、千葉県内でも、いすみ市、大多喜町、白子町、長柄町、長南町など合計で18の自治体で導入されており、それぞれの地域で、課題解決や地域活性化に貢献しております。

本町においても、地域おこし協力隊を導入して、移住・定住促進や町の活性化を図るべきだと思いますが、町の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、松井由美子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害対策についての御質問にお答えいたします。

個別避難計画のその後の進捗についての御質問ですが、昨年度末までに完成予定であった障害者モデルケースにつきましては、選定者との調整が進まず制作に至りませんでした。現在、高齢者モデルケースを基に関係課共同による打合せ会議を開催し、災害リスクの高い地域から順次個別避難計画の作成に向け取り組んでいるところでございます。

次に、高齢者福祉の充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の認知症基本法に基づいた認知症に関する正しい知識と理解を深める取組についての御質問ですが、認知症の方が安心して暮らせるための国や自治体の取組を定めた認知症基本法に基づき、本町では、認知症施策推進計画を第9期介護保険事業計画と一体的に定め、着実に推進するとともに、認知症に対する町民の理解の深化、推進を図っているところでござ

ざいます。

認知症に関する正しい知識と理解を深める取組といたしまして、認知症サポーター養成講座を実施して、認知症の方とその家族に対し、できる範囲で手助けする方を養成し、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

2点目の認知症高齢者を介護する家族の負担軽減策についての御質問ですが、認知症の方とその家族に優しいまちづくりを推進するため、在宅で共に暮らす家族の介護負担を軽減するための支援を実施しております。

具体的な取組といたしましては、介護者の相談や情報交換の場としての認知症家族交流会の実施や、認知症の進行に合わせた支援情報を分かりやすくまとめた認知症ケアパスの作成、また、認知症の方に現れる徘徊行動による介護者の精神的負担を軽減するため、見守りあんしんシールの配付などを実施しております。

3点目の認知症の方への意思決定の支援及び権利・利益の保護についての御質問ですが、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるよう、権利擁護の視点に立った姿勢が重要になります。

本町では、認知症の方への意思決定の支援及び権利・利益の保護につきましては、判断能力の低下により意思決定の支援が必要な方への成年後見制度や日常生活自立支援事業などの適切な制度の利用につなぐため、広報や啓発活動を通じて制度の周知を進めております。

4点目の認知症の方への生活におけるバリアフリー化の推進についての御質問ですが、本町では、認知症高齢者やその家族を地域全体で支えるため、認知症サポーターの養成や個人の尊厳や権利を守る成年後見制度の利用促進等を実施しており、現在の取組を着実に推進するとともに、認知症に対する町民の理解を進め、認知症バリアフリー化を推進してまいります。

5点目の身寄りのない高齢者の住まい確保についての御質問ですが、本町では、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に地域で提供される地域包括ケアシステムを推進する中で、高齢者が住み慣れた地域、あるいは自宅で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターや高齢者支援担当課などの身近な相談窓口でのアドバイスや情報提供を行っております。また、行政以外の住宅支援を行う関係機関との連携により、包括的な支援へとつながる相談支援体制の充実に努めております。

6点目の介護ケアの質の向上に向け、ユマニチュードの技術取得についての御質問ですが、本町では、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への正しい理解に基づく対応を啓発

しております。

今後も認知症の方一人一人に寄り添った、よりよいコミュニケーションや支援が提供されるよう、ユマニチュードを含めた様々なケア技法について啓発してまいりたいと考えております。

次に、移住・定住対策についての御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の導入についての御質問ですが、地域おこし協力隊は地域の活性化を目的とした制度で、過疎化が進んでいる地域や地域資源が十分に活用されていない地域において、地域の振興や課題解決を図るために設けられた制度です。

この制度の活用により、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に移住し、地域の課題解決などを行いながら、地域への定住・定着が図られることが期待されており、全国では令和5年度において、1,164の自治体で7,200人、千葉県では令和6年6月現在において、18自治体で111人の隊員が活動しています。

地域おこし協力隊の導入は、町の持続的発展に向けた重要なステップであると認識しておりますが、本制度を導入するに当たっては、協力隊の活動目的の明確化や受入れ体制の準備、地域住民の隊員への理解やサポート体制の構築など、事前に様々な準備や体制の整備が必要となってきます。

そのため、町としましては、本制度の活用により地域の活性化を図り、未来に向けた基盤を築けるよう、先行事例などを参考に検討を進めてまいります。

以上で、松井由美子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

町長、御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、個別避難計画についてですけれども、こちらにつきましては、進捗状況について大変心配をしておりましたが、先ほど答弁で、現在関係する課が集まって会議を開いて取組を進めていると聞いて、少し安心いたしました。

そこで伺います。

先ほど町長答弁にありました災害リスクの高い地域からということでしたが、これは具体的にどのように判断されるのかお伺いします。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

御質問の災害リスクの高い地域とは、津波ハザードマップで浸水被害が予想される海岸地域を考えております。今後、順次作成範囲を広げて、できるだけ早期に完成できるよう関係課と協議を進めながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。

分かりました。浸水地域が予想される海岸ということで、ぜひよろしくお願いいたします。

こちらなんですが、作成には、やはり地域との連携も必要になってくると思いますけれども、これについてはどのように対策を考えているのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） 答えさせていただきます。

個別避難計画の作成に当たっては、日頃の見守り活動などを通じた信頼関係を基に、平時からの地域住民同士の関係づくりが極めて重要であることから、自治区や民生委員などの地域住民の支援を得ながら作成したいと考えております。

今年度につきましては、作成対象の自治区へ個別避難計画の取組の意義や必要性の説明とともに協力依頼を行っていきたいと考えております。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございました。

既に御存じのとおり、個別避難計画については、災害基本法が改正された令和3年からおおむね5年程度で作成するように指針が出されております。引き続き早期に完成に向けての取組をお願いいたします。

続きまして、高齢者福祉の充実について伺います。

1点目の認知症に関する正しい知識と理解を深める取組について伺います。

認知症サポーター講座を実施しているということでございますが、こちらについてはいつ頃ぐらいから開始されて、おおむね町ではどのくらいの人を受講したのでしょうか。また、受講の対象などは地域住民が中心でしょうか。あるいは、施設従事者や学校関係者などでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えをさせていただきます。

認知症サポーター養成講座につきましては、平成21年度から開始し、令和5年度末時点で

おおむね2,000人の方が受講をされております。また、受講対象者につきましては、民生委員や学校関係に加え、認知症の方と関わる機会が多いことが想定されます職域団体として小売企業や金融機関、また介護事業者の方々のほか、一般の方にも参加をいただいております。今後も各機関等に積極的な受講を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。再々質問いたします。

今まで認知症サポーター養成講座を導入してきたことによって、どのような変化があったかですとか、よかった点があったかなど、そういったことが聞かれるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） 答えさせていただきます。

講義のカリキュラムの中心は、認知症の症状や認知症とはどのようなものか。また、認知症の方と接するときの心構えや認知症介護をしている人の気持ちについて考えることなど、認知症についての学びを深めるものとなっており、受講された方からは、認知症に対する意識変化につながったなどの御意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。ありがとうございます。ぜひ、今後も積極的に受講の推進をお願いいたします。

次に、認知症高齢者を介護する家族の負担軽減について伺います。

先ほど町長から認知症家族交流会を実施していると伺いました。これは、どのくらいの頻度で開催されて、参加メンバーにはどのような専門家がいらっしゃるのか。また、相談した方の精神的な負担は軽減されているのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） 答えさせていただきます。

認知症家族交流会につきましては、2か月に1回開催をしております。また、専門職等につきましては、地域包括支援センターの職員を中心に認知症初期集中支援チームのメンバーやグループホームの職員、また認知症サポーターなどが参加メンバーとなり、介護についての苦労や悩みを語り合うなど、介護をしている家族同士の交流の場として参加を呼びかけて

おります。

家族交流会には、医療職や介護職、施設職員などの専門職が参加しておりますので、様々な情報を得ることができ、必要な支援やアドバイスにより、相談者の精神的な負担の軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。

介護をしている方というのは、本当に精神的負担は大きいものであると思います。昔は、そのような場もなかったもので、一人で抱え込んでいる方も多かったのではないかと思います。確かに語り合う場があると、精神的な負担が軽減すると思います。ぜひ今後も継続して、多くの住民への周知をお願いいたします。

こちらにつきまして、もう1点伺います。

介護者の精神的負担軽減として実施している見守りあんしんシールの配付について。これはどのように周知をされているのか教えてください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

見守りあんしんシール支給事業は、認知症高齢者の早期発見、また早期保護を進めるもので、地域の方などがこのシールの存在や仕組みを理解していただくことが非常に重要となりますので、町広報紙を通じての周知のほか、認知症サポーター養成講座など、様々な高齢者支援事業の機会を通し、啓発活動を行っております。

今後も住民周知を継続し、普及に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。

分かりました。よろしく願いいたします。

次に、認知症の方への意思決定の支援及び権利・利益の保護について伺います。

先ほど町長の御答弁にありました日常生活自立支援事業について、具体的な支援内容とはどのようなことか、お伺いいたします。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障害者、また精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう支援する福祉サービスとなっております。社会福祉協議会の窓口で初期相談を受けており、福祉サービスの利用援助、また日常的な金銭の管理などの支援を行っております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 分かりました。ありがとうございます。

再々質問いたします。

認知症は、本人が気づかないうちに発生していることがあります。自分で意思決定ができるうちに、認知症や障害になった場合に備えておく制度として任意後見人制度があると思いますが、知らない方も多いように思います。町では、こちらについて、どのように周知をしているのか伺います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

任意後見制度の周知につきましては、町広報紙を通じて周知しております。権利擁護の観点からも、法定後見であります成年後見制度と併せて周知をし、利用促進を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。こちらは大変大切なことなので、ぜひ今後とも様々な機会での周知をお願いいたします。

次に、認知症の方への生活におけるバリアフリー化の推進について、再質問いたします。

認知症は誰もがなり得るものであって、地域ぐるみで日常生活において認知症の方に対する配慮や協力が必要です。例えば、金融機関、薬局、小売店など、社会全体で寄り添って見守りすることが認知症になっても安心して暮らせる町と言えると思います。この件について、町では何か行っていることはありますか、お聞かせください。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

町では、地域の事業者や関係機関などと協力連携し、日常業務の中で訪問時の異変などに

気づいた場合、町や地域包括支援センターへ連絡をいただき、状況確認を行う仕組みとして、高齢者見守りネットワークを構築しております。現在、警察や消防のほか、見守り協力事業者として、郵便局や宅配サービス事業者、新聞販売店など22の事業者と覚書を締結し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の見守り活動の推進に努めております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 見守り活動について、再々質問いたします。

こちらについてなんですけれども、何か具体的に事例があればお聞かせください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

事例といたしましては、新聞販売所から新聞が数日分たまっているとの情報や、郵便局から認知症高齢者の方の情報提供などがあり、職員が直接高齢者宅を訪問するなどして、状況確認や安否確認を行うことで問題解決や支援につながった事例がございます。

今後も民間事業者や関係機関との連携を強化し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。やはり今おっしゃられたように、社会とか、町、地域が一体となって見守ることが安否確認ですとかが早く実施されて、無事保護されたりするといったことにつながると思います。今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、身寄りのない高齢者の住まいの確保について再質問いたします。

先ほど町長答弁で、行政以外の住宅支援を行う関係機関との連携により、包括的な支援へとつながる相談支援体制の充実というふうにお聞きしましたが、こちらについてもう少し具体的にはどのようなことかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

高齢者が住まいの確保について困難に陥るケース、こちらは様々でありまして、高齢者本人や家族の相談を受けながら、個々の状況に応じて個別的な支援を行っております。心身の状態によっては、施設への入所を見据え、介護施設や高齢者住宅を運営する法人との連携を

図っております。

また、制度のはざまや複合的な課題を抱えたケースについては、千葉県の中核地域生活支援センターであるさんネットなどと連携を図りながら支援に当たっております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございます。

それではもう1点、ユマニチュードの技術取得について伺います。

先ほどから御答弁で、町で認知症サポーターの養成講座を実施していることはよく承知しております。かなり前のことになりますが、私も受講したことがあります。知識として知る仕組みとしては、とてもよいことだと思います。

しかし、実際に私自身の経験からも、知識があっても、いざ認知症の方が不穏状態になったりしたときに直面した場合などですが、決して認知症サポーターを否定するつもりは全くございませんけれども、知識だけでは対応が困難なことが多いのも事実です。

最初にお伝えしたとおり、ユマニチュードのケア方法で対応してから、認知症の方の行動や心理状態が改善され、ケアする側の負担も軽減されております。まだ聞き慣れない言葉、技法かもしれませんが、ユマニチュードのケア技法を取得することで、認知症の方への接し方も変わり、その結果、家族の介護の負担も軽減して、施設などでの介護職員の離職防止にもつながっていくと思います。

まずは、介護関連部署や介護従事者などから講座を受けるなどの取組を始めてはいかがかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

ユマニチュードは介護ケアの一つであり、認知症の方へのケア技法の習得に関しましては、介護現場や要介護者に合ったケアを行うことが重要だと考えておりますので、町長答弁にもありましたように、ユマニチュードを含め様々なケア技法についての普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 分かりました。やはり聞き慣れないということもございまして、なかなかすぐというふうにはいかないかもしれませんが、まずはこういったことがあ

るというケア技法を知っていただくことから始まると思います。

講座を受講した方からは、もっと早く知っていればよかった、今後は介護する人に私から伝えたいという声が多く寄せられるというふうに聞いております。今後、多くの自治体でも導入が進んでくると思います。

本町については、御存じのように高齢化率が既に42%になっております。こういったことから、ぜひ今後、前向きに御検討いただきたいことをお願いし、本件についての質問を終わります。

次に、地域おこし協力隊の導入について伺います。

少し前のお話になりますが、この地域おこし協力隊につきましては、令和4年第4回定例会において、地域おこし協力隊の活用に関する一般質問がございました。一般質問の際、今のところ、先進自治体の取組を調査するなど研究段階で、地域おこし協力隊は新たな産業の担い手確保や町の魅力を発信、移住・定住に対して可能性を秘めた取組であり、引き続き制度の効果を調査するとともに、導入の可能性について検討していくとの御答弁をいただいております。

そこで伺います。

前回この御答弁をいただいてから、現在に至るまで約1年8か月経過いたしました。町では具体的にどのような検討を行ってきたのか、お伺いいたします。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私からお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊の制度につきましては、本町においても地域の活性化や移住・定住の推進に効果が期待できるものとの考えの下、昨年度、移住・定住施策を推進しております一般社団法人の主催するセミナーなどに参加し、現役の協力隊員やOB、OGとしてサポートに取り組んでいらっしゃる元隊員、また受入れを積極的に行っている自治体職員などの声を聞かせていただきました。

内容といたしましては、協力隊員は、人生における大きな決断をし、慣れない生活環境の中で懸命に活動する覚悟を持って移住してくること。だからこそ、まずは隊員を受け入れる自治体職員だけではなく、地域の皆様方が隊員の活動や生活面も含めてサポートしていくという気持ちで受け入れることが最も重要であり、そのための体制づくりを丁寧に行うことが大切だという御指摘がございました。

また、協力隊の導入によりまして、地域の課題解決に一定の効果が見られたり、活動終了

後に隊員が地域に定住、定着するなどの成功例が数多くある一方で、残念ながら、都会と地方の文化の違いや人間関係、また思い描いていた活動と現実のギャップなどの理由によりまして、途中で活動中止となったケースも多く、これを避けるためにも、適切な人材に巡り会えるまで辛抱強く募集を続けることも大切だということでございました。

いずれにいたしましても、町、隊員、地域住民の3者が思いを共有しなければ、円滑かつ有意義な活動につなげることは困難であると感じておりますので、制度の活用に当たりましては、行政内部だけでなく、地域の皆様や関係者の方々にもその意義を十分に御理解いただくことが重要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございます。

この間、前回からいろんなセミナーに参加したりですとか、現役の隊員ですとか、OBの方に、取り組んでいる方に、いろんな自治体からも意見を聞いていらっしゃったということで、そういった中で大変課題が多いということは私も承知をしておりますが、そこであえてさらにお伺いいたします。

本町では、特に人口減少による後継者不足などが既に問題になっております。地域おこし協力隊は、農業や漁業に従事することによる第一次産業の後継者不足の解消や空き家を、例えば古民家カフェですとか、宿泊施設ですとか、あるいは企業の事務所として活用することによる空き家問題の解消、SNSなどに活用して町の地域資源を発信して拡散させることで観光の促進や地域の魅力を育てて広めるなど、町が直面している課題を解決し、好循環に転換させることが期待できるのではないかと考えております。

そこで、こちらについてさらに町のお考えを、今後のお考えをお伺いいたします。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本町には人口減少によります後継者不足や空き家問題、効果的な情報発信手法の確立など、多くの課題があるものと認識してございます。

地域おこし協力隊につきましては、町職員、地域の皆様方にはない外部からの新鮮な視点で、様々な課題の改善にチャレンジしていただける大きな可能性を秘めた制度であるものと感じてございます。

先ほど申し上げましたとおり、協力隊員の受入れには一定のハードルがございますが、引

き続き本町にとって有効な手段を確立できるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございました。

確かに課長がおっしゃるとおり、地域おこし協力隊を導入し成功させるためには、町、そして隊員の方、そして地域住民の3者が思いを共有することが重要だと私も思います。特に、都会と地方との文化の違いなどによって、地域になじめるかどうかといった部分に関しては懸念があります。

しかしながら、先ほども申し上げたとおり、後継者不足は既に始まっています。この取組につきましては、慎重でありながら、かつ早期に始める必要もあって、相反する状況の中ではございますけれども、やはり町の発展のため、ぜひ導入に向けて進めていただくようお願い申し上げます。

私も今後、様々な場面で地域おこし協力隊という、こういった制度があるということを周知するなど推進に協力していきたいと思います。

以上で質問を終わります。町長並びに関係部局の御回答ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時56分

令和 6 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 9 月 6 日（金曜日）

令和6年第3回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

令和6年9月6日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）

議案第 2 号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 3 号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 4 号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案第 5 号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）

日程第 3 議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 4 議案第15号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第16号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第17号 財産の取得について

日程第 7 議案第18号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第 8 議案第19号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第 9 休会の件

出席議員 （14名）

1 番 小野谷 元 伸 君

2 番 阿 井 賢 一 君

3 番 松 井 由美子 君

4 番 西 村 み ほ 君

5 番 小 川 浩 安 君

6 番 原 田 教 光 君

7 番 鎗 田 貴 俊 君

8 番 中 村 義 則 君

9 番 古 川 徹 君

10 番 内 山 菊 敏 君

11番 善塔道代君

12番 細田一男君

13番 高橋功君

14番 谷川優子君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	浅岡厚君	副町長	藤原慎君
教育長	鈴木弘君	総務課長	篠崎英行君
企画政策課長	羽斗伸一君	財政課長	鈴木桂君
税務課長	川島常嗣君	住民課長	古川紀行君
健康福祉課長	鶴岡正美君	社会福祉課長	鵜澤康子君
農林水産課長	作田延保君	商工観光課長	古関保君
まちづくり課長	麻生雅弘君	会計管理者	小森克彦君
ガス課長	山口義則君	教育委員会 教育事務局 局長	鎗田貴賜君
教育委員会 事務局主幹	中村勝君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	鈴木克奈君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議 長（中村義則君） 日程第1、9月5日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、2番、阿井賢一君。

（2番 阿井賢一君 登壇）

○2番（阿井賢一君） 改めまして、おはようございます。2番、阿井でございます。

議長のお許しを得たので、令和6年9月定例会の一般質問をさせていただきます。

早速ですが、今回の一般質問については、産業道路排水路の悪臭について質問させていただきます。

第5次九十九里町総合計画の中で、環境美化の促進として、悪臭や水質汚濁に関わる公害問題について発生源対策の強化が求められていると記載されております。生活環境における諸問題は複雑化している中で、地域住民や関係機関との連携、協働した取組が必要であるとの内容となっております。

そこで、我が町議会議員に立候補する際、私の支援者、そして近隣住民の方々が、この問題に対し真剣に取り組んでほしいとの熱い思いを伝えられました。そんな私も本町の真亀に生を受け、五十有余年がたとうとしております。そして、幼少から現在に至るまで、産業道路排水路の悪臭については、悪い意味で悪臭がしているのにもかかわらず、慣れた、こんなものだろうと思っていました。

しかし、遠方から本町の海岸を訪れる友人、知人、観光客などから、この臭いは何、この臭い、どうにかならないのとの意見を多数聞くようになり、観光立町を掲げる本町であるからこそ、この悪臭対策を私の政治家としての第一に取り組む原点にしようと考え、今回の問題について一般質問をさせていただくことにしました。

そこでお伺いします。

1 点目、町全域での合併浄化槽の普及はしているものの、産業道路排水路の悪臭についてあまり変化がないように思いますが、これまで町では産業道路排水の悪臭についてどのような対策を行ってきたのか。

2 点目、町がこれまで行ってきた対策でどのような効果があったのか。

この 2 点について当局の考えをお答え願います。

なお、再質問については自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 阿井賢一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

それでは、阿井賢一議員の御質問にお答えいたします。

県道飯岡一宮線（産業道路）排水路の悪臭についての御質問にお答えいたします。

1 点目のこれまで町は悪臭に対してどのような対策をしてきたのかとの御質問ですが、産業道路排水の悪臭対策として、町ではこれまでに試行錯誤を繰り返しながら、バイオパネルの設置、EM菌の放流等を経て、平成26年度からは海水循環施設の稼働による悪臭対策を実施しております。さらには千葉県に汚泥のしゅんせつを要望し、実施していただいているところでございます。

2 点目の対策をしたことでどのような効果が見られたのかとの御質問ですが、海水循環施設の稼働後に周辺住民へのアンケート調査を行い、その結果として、およそ 7 割程度は悪臭が改善されたとの意見が得られておりますが、現状として抜本的な改善には至らない状況となっております。

以上で、阿井賢一議員の御質問に対する答弁といたします。

○議 長（中村義則君） 2 番、阿井賢一君。

○2 番（阿井賢一君） 浅岡町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

1 点目の答弁の中に、バイオパネルの設置、EM菌の放流、海水循環施設の稼働、汚泥のしゅんせつの要望とありましたが、やめてしまった対策はいつからいつまで行って、なぜやめてしまったのか。また、現在も継続している対策は何がありますか、お答えください。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

町では、バイオパネル設置による対策を平成13年から平成18年まで、EM菌の放流による対策を平成20年から平成25年まで行ってまいりました。しかしながら、抜本的な改善には至らなかったことがやめてしまった理由の一つです。

その後の対策として、平成26年度より継続して海水循環施設の稼働により悪臭対策を行っております。また、千葉県に対しても汚泥のしゅんせつの要望を継続し、悪臭対策の促進を図っているところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 2 番、阿井賢一君。

○2 番（阿井賢一君） ありがとうございました。

それでは、2 点目について再質問させていただきます。

答弁の中に、海水循環施設の稼働について、悪臭対策の効果検証として周辺住民へのアンケートを行ったとのことですが、アンケートの時期ともう少し具体的な数字を教えてください。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

産業道路排水路沿いの住民に対し、海水循環施設の稼働からおおよそ半年後の平成27年 2 月にアンケート調査を実施いたしました。調査の結果として、回答のあった世帯のうち24%がとてもよくなった、47%が多少よくなったとの回答を得ております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 2 番、阿井賢一君。

○2 番（阿井賢一君） 麻生課長、ありがとうございました。

かなり解消されたとの回答が多く、町の実施した対策が功を奏し大変よかったと思う反面、いまだ周辺住民からの苦情があるということも事実です。この悪臭対策は町だけのものではなく、千葉県も取り組んでいかなくてはこの問題を解決することは不可能です。そのために、町と議会が一体となり、千葉県に対し、より一層の働きかけを行っていきたいと考えております。

結びに、私も議員になり 1 年を迎えようとしております。この 1 年間を振り返り、私自身、政治活動の根幹に何を持ってくるか自問自答したところ、冒頭にも申したとおり、支援者、そして近隣住民の方々と一番多かった産業道路の悪臭対策といたしました。今後もこの悪臭

対策については、問題が解決するまで引き続き一般質問として取り上げさせていただきたいのです。よろしくお願いいたします。

なお、今回私の一般質問について、大項目 1 つ、また内容も一般質問で行う案件なのかという疑問を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、これからの私の政治活動を行う上での一番の意思表示として取り上げさせていただきました。

それでは、令和 6 年 9 月定例会の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、12 番、細田一男君。

（12 番 細田一男君 登壇）

○12 番（細田一男君） 12 番、細田です。

令和 6 年 9 月第 3 回定例会において、通告してあります 4 項目、8 点について一般質問を行います。町長をはじめ執行部の皆様の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

世界に目を向けると、人命を奪う戦争や紛争がウクライナやイスラエル、その他多くの国で発生しており、ウクライナにおいては戦争が勃発してから 2 年半が経過しております。多くの国民が犠牲となり、尊い命が奪われております。一日も早く終息、終戦ができることを祈るばかりです。

国内においては政局を見渡すと、8 月 5 日に岸田総理から次期総裁選挙には出馬しないとの表明がなされ、自由民主党や立憲民主党などで党首選挙が行われており、政局が混沌としております。一日も早く安定的な政権運営ができる日が来ることを期待するものであります。

一方では、1 月 1 日に発生した能登半島地震での復興はいまだ続いており、市街地を離れた地区では復興がかなり遅れている状況だと聞いております。一日も早く復興ができることを祈るばかりです。

また、国内各地では地球温暖化などの影響により海水面が上昇したり、異常気象などで長きにわたり猛暑日が続いており、低気圧の発達などにより台風の発生回数が増加したり、線状降水帯の発生などで大雨が降り、各地で河川の氾濫や崖崩れ、道路排水の冠水や床上浸水などの自然災害が発生しております。

本町の立地条件を鑑みると、町全体が平たんで小高い場所はほとんどありません。加えて海岸に近く、高低差は 1 m にも満たない地形であります。3 月の定例会に、防災対策の事業

として町の3か所に避難タワーを建設、設置する議案が提出され、承認されました。避難タワーを建設、設置することも防災対策事業として間違いではないと思いますが、今現在、町が優先して取り組まなければならないのは、洪水防止対策や津波対策なのではないでしょうか。

そのような観点から一般質問を行います。

大項目の1、1点目、片貝漁港に係る防潮堤の建設整備についてであります。東日本大震災で被災を受けた地域住民の一人として、長きにわたり県銚子漁港事務所に片貝漁港内の防潮堤の建設整備を要望してまいりましたが、7月2日付で県銚子漁港事務所から、片貝漁港の整備について新規事業計画案が示されましたが、町はどの程度理解、認識をされておるのか答弁を求めます。

2点目に、この事業が行われるに当たり、地域住民、小関納屋、荒生納屋、作田納屋との間で事前説明を行っておるのか答弁を求めます。

3点目に、第1泊地の移転目的について具体的な説明、答弁を求めます。

次に、大項目2の1点目、国土強靱化地域計画についてであります。町には国土強靱化地域計画が策定されており、片貝漁港の新規事業計画はこの計画の中の農山漁村地域整備交付金の高潮対策で行われておると思いますが、町はどの程度の認識、理解をされておるのか答弁を求めます。

次に、大項目3、県道飯岡一宮線の排水路の整備についての1点目、悪臭対策についてであります。先ほど阿井議員からも同じ質問があり、答弁を聞いており、ある程度の理解はできておりますが、少し違う観点から質問をいたします。

私も平成15年9月、議員として就任以来21年間が経過しております。平成15年12月定例会から一般質問を始め、この問題も質問事項に取り入れ、定例会が開催されるたびに十何回となく質問をしてまいりましたが、先ほどの答弁を聞いておりますと相変わらずの答弁でした。悪臭の原因は主に汚泥の堆積が一因になっていると、堆積汚泥のしゅんせつを千葉県山武土木事務所をお願いをしているとの答弁でした。どの程度の数量、回数でやっているのか答弁を求めます。

また、町において海水循環施設を整備し、悪臭対策を実施しておるとの答弁でしたが、費用対効果はどの程度あったのか答弁を求めます。

次に、大項目4、海の駅周辺の整備についての1点目、ちびっこ広場へのトイレの設置についてであります。令和4年12月の定例会でも質問をし、設置をしていただけるとの答弁

でした。いつになったら、いつ頃になったら実施していただけるのか答弁を求めます。

次に２点目、隣接する周辺道路の緑地帯の整備についてであります。この件につきましても以前から質問し、要望してまいりました。町は観光立町を唱えておりながら整備が遅れておると思いますが、いつ頃になったら、いつになったら整備に取り組むか答弁を求めます。

なお、再質問については自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、片貝漁港に係る防潮堤の建設計画についての御質問にお答えいたします。

１点目の片貝漁港の新規事業計画（案）が県（銚子漁港事務所）より示されましたが、町はどの程度認識、理解をされておるのかとの御質問ですが、片貝漁港の新規事業計画につきましては本年３月に国の事業評価が行われ、事業概要が示されました。これを受けまして、５月２７日に開催された全員協議会において、県から直接議員の皆様にご報告申し上げ、情報の共有をさせていただいているところです。

なお、この計画は泊地移転により津波対策を進めようとするものでございます。

また、現在の状況といたしまして、８月に水産庁から計画が承認され、今年度中に新泊地の測量、調査、設計業務を開始し、令和１１年度の完成を目指しております。

なお、本事業については漁業関係者からの要望を受けて県が進めてきた事業でありますので、町といたしましても引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

２点目の町は地域住民との間で住民説明を行っておるのかとの御質問ですが、津波対策事業については県事業でありますので、町が単独で住民説明を行うことはございませんが、県では津波対策の考え方や防潮堤の高さなどについて、平成２７年度からこれまでに住民説明会を３回実施してまいりました。

３点目の第１泊地の移転目的の具体的な説明をとの御質問ですが、県が進める泊地の移転については、津波対策事業を起因とするものでありますが、併せて漁業活動の効率化と安全性の向上のため拡張整備を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、津波防護の確実性の向上と津波対策としての費用負担を軽減するために第１泊地を移転いたします。さらに、漁船の大型化や九十九里沖で操業する大型漁船の受入れ、係留施設の不足による多層係留の解消などに対応するために、泊地の拡張整備

を併せて行うこととしております。

次に、国土強靱化地域計画についての御質問にお答えいたします。

町には国土強靱化地域計画が策定されており、片貝漁港の新規事業計画はこの計画の中の農山漁村地域整備交付金で行われておると思いますが、町はどの程度の認識、理解をされておるのかとの御質問ですが、本事業につきましては県が事業主体となりますので、千葉県国土強靱化地域計画に基づき県が財源を確保するものでございます。したがいまして、町が関与できるものではございません。5月の全員協議会において、県から説明があった津波対策及び泊地移転に関する機能補償分については、農山漁村地域整備交付金が充当されるものと理解しております。

次に、県道飯岡一宮線の排水路についての御質問にお答えいたします。

1点目の悪臭対策についての御質問ですが、県道飯岡一宮線の真亀地先から小関地先までの排水路の悪臭の原因は、主に汚泥の堆積が悪臭の一因になっていることから、県道飯岡一宮線を所管する千葉県山武土木事務所において、堆積汚泥のしゅんせつを実施していただいております。また、町においても海水循環施設により定期的に海水を放流し、悪臭対策を実施しております。今後も継続して悪臭対策に取り組んでまいります。

2点目の県道飯岡一宮線の排水路付近は大雨により床上浸水などの災害が発生しておりますが、その防災対策はとの御質問ですが、県道飯岡一宮線の排水路は大雨などの影響で排水が困難となり、排水路付近が冠水してしまう状況となっております。この状況を解消するため、県道飯岡一宮線の管理者である千葉県に対し、排水能力の改善を求めた強制排水施設等の設置について毎年要望書を提出しております。

次に、海の駅周辺の整備についての御質問にお答えいたします。

1点目のちびっこ広場へのトイレの設置についての御質問ですが、本町の観光拠点である海の駅九十九里周辺においては、今後も来遊客の増加が見込めることに加え、おもてなしの観点からトイレの設置は大変重要であると認識しております。町としましても、トイレの整備により本町を訪れる来遊客や町民の憩いの場として快適な時間を提供できますよう、受入れ環境充実のため設置場所を含め検討してまいります。

2点目の隣接する周辺道路の緑地帯の整備についての御質問ですが、町ではオールシーズンで来遊客が訪れ、にぎわうまちづくりを目指していることから、隣接する道路の緑地帯の有効的な利用方法を含め、検討してまいりたいと考えております。

以上で、細田一男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田。

ただいま町長より丁重な御答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは、早速再質問に移らせていただきます。

初めに、大項目の1の1、片貝漁港の新規事業計画についての答弁の再質問を行います。

この事業は津波対策として、国土強靱化地域計画の農山漁村地域整備交付金の海岸法にのっとり高潮対策が行われております。漁港整備や漁港施設整備となっており、今まで県は津波対策として片貝漁港の第1泊地周辺の護岸を防潮堤として整備、構築すると言われております。この事業計画の中にどこにも見当たりませんが、町はどのように捉えておるのか答弁を求めます。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 防潮堤の高さについての御質問でございますが、片貝漁港の津波対策につきましては、元禄地震、それから東北太平洋沖地震、東日本大震災のデータを基に、県がシミュレーションを行いまして防御施設の高さを設定したものでございますが、大前提といたしまして、どんな津波からも防護する施設を整備するというものではございません。数十年から数百年に1度の比較的高い頻度で発生する、いわゆるL1の津波から人命、財産、経済活動の保護といった観点から護岸の整備を進めるというものでございます。

したがいまして、防護施設に頼るといったものだけではなく、防災訓練等の参加について、住民避難を軸とした日頃から備え、そういったものも重要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ただいま担当課長から御答弁をいただきました。

これは県の国土強靱化地域計画にのっとり行っているとのことですが、今、課長が答弁していただきました。その内容について質問しても、最終的には県の事業だという回答になると思いますので、これ以上質問しても時間も無駄だし、無理だと思いますので、次に移ります。

次に、2点目の地域住民との間で事前説明会を行っておるのかの質問に対する答弁について再質問を行います。

ただいま町長から御答弁いただきました。町長、これ私の質問の答弁になっていないと私

は思いますけれども。新規事業計画で地域住民との間で事前説明を行っておるのかと質問しているのに、この答弁は第1泊地を整備する、水門ゲートをつくる、周辺の護岸を防潮堤として整備、構築する事業計画のときの答弁じゃないですか。新規事業計画での地域住民との間で事前説明を行ったかと質問しております。答弁を求めます。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 片貝漁港の移転に関しての御質問でございますが、この移転に関しましては漁業関係者から県への要望でございますので、改めて地域の方々への住民説明ということは行ってございません。

しかしながら、この事業を進めるに当たりまして、計画の縦覧、公告が必要となりますので、7月2日から22日までの21日間を計画案の縦覧期間といたしまして、住民の皆様から御意見を伺ったところでございます。

なお、この縦覧に際しましては、町のホームページのほか、自治区への回覧によって住民の皆様にご案内をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。町長答弁、町長に答弁をお願いしたいんですけれども、課長が答弁していただきました。

それは公聴会や縦覧をやったというのは、この新規事業計画が決まった後の作業というか、そういう作業というのかな、そういうことだよ。私が聞いているのは新規事業計画をつくったときに住民に対して事前説明をしろと、国土強靱化地域計画の中にうたわれているんですよ。それをやったかどうかと私は尋ねている。どうですか、町長はどうですか。これ町長答弁だから、町長の決断だから。担当課長には決断できないですから。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

（「町長をお願いします」と言う者あり）

○農林水産課長（作田延保君） 先ほども計画を実行、事業を進めるに当たって答弁したとおりでございますが、計画の縦覧、公告、そういったものを期間を設けて行う必要がございます。議員御質問の住民説明についてはその期間のことと認識してございますので、よろしく願いいたします。

その他、地域の方々から住民説明をしていただきたいといった御要望があるのであれば、私どもを通じて県に要望してまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

暫時休憩します。

（午前10時06分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 大項目1の3、第1泊地の移転目的の具体的な説明をという質問の答弁について再質問を行います。

津波対策事業を起因とするものであり、津波防護の確実性の向上と費用負担を軽減するために第1泊地を移転すると答弁されておりますが、津波対策にはなっていないと思いますが、町としてはどのように捉えておるのか答弁を求めます。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 津波対策についての御質問でございますが、この津波対策につきましては県が行ったシミュレーションに基づくものでございまして、漁港周辺につきましては減衰効果を考慮して防護高を決定したものと理解してございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ただいま課長より答弁いただきました。

先ほどの答弁の中で、第3泊地を中心とする漁港整備並びに漁港設備の答弁の中で、L1とかL2とかという大きさの答弁があったんだけど、それをここで課長に質問しても、最終的には県単でやっているということなので、質問はできないと思いますので。

ただ、私が言えるのは、この新規事業計画は津波対策事業としてをうたっています。私にはとても理解できません。これは県の仕事ですからね。第1泊地の防災対策を泊地を移転として目先を変えた事業だと感じております。これには答弁を求めません。

次に、国土強靱化地域計画について、大項目2の1、町には強靱化地域計画の策定等の質問に対する答弁の再質問を行います。

本事業は県が事業主体となり、県の計画に基づいて県が財源を持つものであり、よって、町が関与できるものではないとの答弁ですが、この新規事業計画の前に、防災対策として第1泊地水門ゲートを建設し、泊地周辺の護岸は防潮堤として整備する等の計画で事業は推進されておりました。

計画は頓挫してしまい、消えてしまっていますが、その事業も国土強靱化地域整備交付金で行われたと思いますが、間違いありませんか。町としてどのように捉えるのか答弁を求めます。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 県の国土強靱化地域計画、それと町の国土強靱化地域計画の違いということでしょうか。それではお答えさせていただきます。

町では強くしなやかな国土地域づくりを推進し、大規模災害への一層の対策強化を図ることを目的といたしまして、令和4年3月に国土強靱化地域計画を策定いたしました。また、県の国土強靱化地域計画が本町を包含する県土全域に係る計画であることから、県の計画との調和を図りつつ、国土強靱化の観点から町における様々な分野の指針となる計画として位置づけられたものでございます。

なお、漁港周辺の事業、漁港環境の整備につきましては町の計画にも位置づけられてございますが、先ほど来申し上げますとおり、本事業につきましては県の事業でございますので、県の計画に基づき行われるものと理解してございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。ただいま答弁いただきました。

課長は所管だから、先ほど申し上げたように、この新規事業計画、新規とあるということは前があるわけだね。古いものがある。古いものがあるんですよ。第1泊地を整備するというのは古い事業があったんです。その事業も国土強靱化でやっているかと今質問しているんだよ。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 新規事業以前の古い事業につきましては、申し訳ございませんが、私には理解できない、承知いたしかねているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

課長の立場、4月に異動してきたので、これは前の課長、前の担当だと思う。だから答弁は難しいかなと思う。

私がなぜ聞いたかという、前の事業計画が消滅し、新規事業計画を県は立ち上げたんです。前の事業計画が何で消滅したと、消えたのか。それは国土強靱化でやれと、やりますということで県銚子漁港事務所は国、水産庁へ予算要望し、申請して、それが通ったと。その後に、国、水産庁から県銚子漁港事務所は指摘を受けているのよ。国土強靱化で整備すると申請しておいて、九十九里町には国土強靱化計画は策定されていないじゃないかと。それで却下されたんだよ。それで却下されてしまったから、急遽この新規事業計画を立ち上げたのよ。

これを立ち上げるには、九十九里町に国土強靱化計画が作成されていないのでは、また同じ繰り返しなので、令和4年、令和3年の終わりかな、町長は議員としてこの国土強靱化について質問しているんだよ。令和4年3月に国土強靱化計画が策定されたんだよ。今日はちょっと持ってこなかった、持ってきたかな。それでこの新規事業計画を立ち上げているんだよ。そういう県は失敗しているんだよ。

そういうものを行政が理解していただきたいというので質問に出したんだけど、次に移ります。

次の2項目めも同じような質問なんですけど……

○議長（中村義則君） 細田議員、次、大項目ですよ。3ですよ。

○12番（細田一男君） 今ので終わったか。

○議長（中村義則君） はい。

○12番（細田一男君） 次の質問に移ります。

県道飯岡一宮線の排水路についての質問の答弁に対し再質問を行います。

先ほど阿井議員からも、何度も申し上げますけれども質問があり、答弁をお聞きしていました。その答弁をお聞きして感じたんです。最後に阿井議員もおっしゃっていました。課長も答弁にありました。どのぐらいの効果があったとか、そういう質問に対しての答弁があった。

しつこくなるんだけど、排水路問題、もう20年、25年ぐらいやっているんだけど、何cmも進展していないのよ。1cmぐらい進展したか。これはもう抜本的に取り組まなければ、もうこの先10年、20年やったってずっと一緒よ。若干何%かな、地域住民から少しだけ悪臭

が改善されたと、そういうアンケートがあったというんだけど、そんなアンケートを見ても現実とは全然違うでしょう。また元に戻っているんじゃないですか、悪臭が。さっき阿井議員もおっしゃっているんだから。

どう見たって繰り返しなんだよ。やったときは少しきれいになるけれども、やらなければまた戻っちゃう。だからこれ抜本的に取り組まなきゃいけないと思いますよ、町は。県に対しても、自分たちでも。

先ほども申し上げましたが、防災対策で避難タワーつくるのも間違いでもないんだけど、町として今すぐ取り組まなければいけないのは、防災に対する排水路整備。排水路の整備、悪臭対策も出しましたが、排水路。排水路に例えば強制排水をつくとかさ。そういう考え方が今出ているというんだけど、これを例えばだよ、さっき申し上げた国土強靱化整備計画の中に、こういう大きめの排水路の対策は強靱化計画の中にもうたわれているんだよ。そういうようなところにも着眼して取り組んでいただきたいと思って、こういう質問を出した。

課長、どうかその点について御理解と……

○議 長（中村義則君） 細田議員、これ1と2、今両方混ざった形で質問……

○12番（細田一男君） 最終的には同じ問題だから。

○議 長（中村義則君） では、これ2番の質問としていいですか。

○12番（細田一男君） 再質問して、申し訳ありません。

課長、そういう考え方ありますか。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

まず、悪臭の件なんですけれども、先ほど答弁があったように、汚泥の堆積が悪臭の一因となっているということです。県道飯岡一宮線の排水路については、毎年、千葉県山武土木事務所に汚泥のしゅんせつ要望を行っており、しゅんせつを実施していただいております。

千葉県山武土木事務所では、実施に当たって山武土木事務所管内の自治体において、汚泥の堆積状況によりしゅんせつ箇所を決めているとのことです。令和5年度においては、九十九里町の汚泥のしゅんせつは予定されておりましたが、他の市町のしゅんせつ箇所を優先していたため実施には至っておりません。今年度においても実施の予定はないと伺っております。

直近の汚泥しゅんせつの実施については、令和元年度に20m、令和4年度に140mの実施

にとどまっております。このことから、今年度の要望ではしゅんせつ距離の延長等、大規模な対策を要望しておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

また、排水路については千葉県管理施設ですので、県と十分な協議を行い、悪臭対策の促進に努めてまいります。

あと次に、強制排水施設の件でございますが、毎年同じように県道飯岡一宮線を所管する千葉県山武土木事務所に対し、冠水対策に係る施設整備などの設置要望を行っておりますが、近年の地球温暖化等の影響による海面上昇に加え、災害級の大雨などが増加していることから、激甚化する災害に対処する観点からも、強制排水施設による冠水対策の早期実施について強く要望してまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。御答弁ありがとうございました。

しつこくなりますけれども、今の答弁の中で質問するんだけど、県がしゅんせつを行ってくれていると。そうすると、我々町民にしてみれば、県がやってくれているか、何mぐらいやってくれというので、どのくらいやってくれという感覚で取るわけだよ。確かに県は汚泥堆積をしゅんせつで整備してくれている。確かにそうですよ、やってくれているんだから。やってくれているけれども、毎年はやっていない。1年置きとか2年置きで20mか140m、あの排水路は真亀から作田まで何kmぐらいあると思いますか。そういう小手先というと失礼かもしれないけれども、そういうもので悪臭対策並びに排水路対策やっても、ずっと同じだというんだよ。

だから、さっきも申し上げたように、例えば災害対策工事にそういうのはないかとか、国土強靱化計画の中になのか、そういうところに着眼してとお願いしているわけよ。どうかそういうところに着眼していただきますようお願いします。

次に移ります。

海の駅の周辺の整備についての答弁の再質問を行います。

2点ありますが、1点目、以前、令和4年12月の定例会で質問、答弁をいただいています。トイレの設置については、九十九里町観光振興ビジョンに位置づけた上で整備するとの答弁でありましたが、実際に作成されたビジョンにおいてトイレ施設の整備方針はどのような位置づけになっておりますか、答弁をお願いします。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

昨年度、観光振興ビジョンを策定する際、観光客のニーズを把握することを目的に、来訪者に対するアンケート調査を実施し、その結果を反映させ観光ビジョンを策定しております。

本ビジョンの達成に向けた4つの基本目標を設定し、そのうち、夏の来訪者の満足度の向上、次に通年型観光の土台づくりの2項目を推進する上で、トイレの整備は大変重要な事項であることから、整備に向けて前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ただいまの答弁に対する再質問を行います。

観光ビジョンを策定し、その中に基本目標を設定し、目標を推進するには、トイレの整備は大変重要な事項であるから、前向きに検討していくと力強い回答をいただきました。早急に、一日でも早く実施をしていただけるよう切望いたします。

2点目の隣接する周辺道路の緑地帯の整備についてであります。オールシーズンで来遊客が訪れ、にぎわうまちづくりを目指している。緑地帯の有効的な整備方法は検討中との答弁でした。町は観光立町をうたっております。一日でも早く有効的な整備が実施していただけますよう、努めてくれるよう要望いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前10時30分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

◎日程第2 議案第1号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）

○議長（中村義則君） 日程第2、議案第1号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）、議案第2号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第5号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏈田貴賜君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） ガス課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

14ページ、民生費、社会福祉総務費の中で、これは国県支出金なんですけれども、節19の補装具費175万3,000円、これはあれですかね、人数が増えているのかどうなのか。何人ぐらい対象になっているのか、教えてください。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

14ページ、扶助費の補装具費175万3,000円の補正になります。これにつきましては、今後、座位保持装置や車椅子などの高額な支給が見込まれるための補正をさせていただいたところでございますが、件数といたしましては、今後、車椅子等を含めて11件の支給が見込まれるというところになっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 分かったらで結構なんですけれども、この175万3,000円というのはいわゆる介護以外のものなのか、あるいは介護を含めたものなのか、ちょっと内容を教えていただければ。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） 全て障害のほうになります。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 4番、西村です。

21ページ目、8款消防費、4目災害対策費について教えてください。1,000万円の増額理由について、詳細を教えてください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

なお、詳細についてというところでございますが、本案件、これから入札等ありますので、その詳細についてはお答えを控えさせていただきますが、増額の理由といたしましては、前回設計してあります設計書について、単価の見直しを行ったことによるものでございます。

単価が、前は令和5年10月の単価を使用しておりますが、今回、新たな入札ということで、令和6年4月の入替えによる単価を採用するために、その分の増額というところが主なところでございます。

そのほか、工事内容といたしましては、基本設計は変更しておりませんので、増額分については主に単価、それから部材の高騰による見積りの徴取、あわせて前回の入札の際に各業者から質問を受けたことによる、その工事について精査をした結果、必要だろうと認め

たことにより、その工事を増加するものでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございました。

ちょっとこの増額について疑問を感じたので調べさせていただいたんですけれども、そもそも今回、設計変更が入っています。

総務省自治行政局行政課のほうに、公共工事の契約議決案が議決にて否決となった場合、再入札となる場合は、設計変更をして再入札を行わなくてはならないのかという質問を投げました。そうしたら、そういう規定はございませんと。そもそも変更しなきゃいけないということについて、私は疑問を感じております。

また、国土交通省不動産・建設経済局大臣官房参事官に確認したところ、労務単価の変更についても、令和6年3月以降に改定されただけで、後はございませんと。

この間、7月に議案、この案件、行ったんですけれども、年度内での労務単価の上昇は私的にはないと考えておりますが、この1,000万円の増額理由が正しい金額であるのかというのを誰が精査したのか、お答えください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 労務単価の積算根拠というところだと思いますが、建設工事単価表、それから千葉県県土整備部営繕課で行っています設計単価に基づいて積算をしております。

令和6年4月に単価改定がありましたので、その単価に合わせて再積算をしているものでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） すみません、再質問ございませんが、私は避難施設の設計を反対しているわけではなくて、労務単価がこんなに上がっているのであれば、財政が厳しいのであれば、高床式の避難施設をつくるのではなくて、まず避難タワーをつくるというような方向に見直しをしていただきたいなということで、このような質問をさせていただきました。

これ以上、労務単価とかが、そういう設計費が上がるようなことがないように要望いたします。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鎗田貴俊君。

○7番（鎗田貴俊君） 7番、鎗田です。

ちょっと2項目について質問させていただきます。

1項目めは19ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、ここで委託料として地域計画目標地図作成業務委託料として90万2,000円。

それで、この地域計画については、法律によって、その目標地図を含めた計画を、過去の町の説明では来年3月までに県へ提出するというふうに伺っていますけれども、ここで目標地図の作成業務を委託するということは、認定農業者だとか山武土木だとか農業関係の人が集まって、地図を作成する検討をしたと思うんですが、その原案がもうできたということなのかどうか。原案ができたから、それをきれいに落とすのに作成委託するというのか、その点をお伺いしたい。

それから、2項目めは22ページ、教育費、1項教育総務費、3目学校建設費、ここで16節で公有財産購入費、土地購入費2,052万とありますが、これについては以前、全員協議会でもその経緯等は御説明いただいています。

私も、町内の小・中学校は、いろんな資料でグラウンドの一部に借地が多いというふうなことで、将来に備えて取得しておくということ自体は、私は悪いことじゃないというふうに考えます。

しかしながら、取得費については現在支払っている年間賃貸料、全員協議会のときに頂いた説明資料だと約50万。今回の購入価格は、その年間賃借料の40倍に当たるという金額であります。ですから、そこで伺いたいと、3点伺います。

本件取得費の坪単価は幾らで、どのように算定されたのか。

2点目は、また当該箇所は現況、更地でありますけれども、地目は田に、農地になっているというふうに聞いております。そこで、周辺の地価と比べてどうなのか。つまり、周辺の農地や田んぼやあるいは宅地の地価と比較してどうなのかというのを2点目にお伺いしたい。

3点目は、本件には売買に伴う登記費用も含まれているのかどうか。既に6月に補正で、不動産鑑定料約50万を町で既に負担しております。そういった意味で、今回の直接的な売買契約は2,052万なのかもしれないんですが、これに係る総取得費、これは幾らなのか教えていただきたいということです。

以上です。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 私からは、19ページにございます地域計画目標地図作成業務委託料についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃったとおり、この計画につきましては、農地一筆ごとに10年後の耕作計画の素案となります目標地図を作成するとともに、地域の現状、課題の整理をし、地域計画として年度内の策定を目指すというものでございます。

これまでなんですが、町内を主に工区、5工区に分けて工区単位に話し合いをし、地域の課題を洗い出すとともに、目標地図の作成を進めてきたところでございます。

現在、結果の取りまとめをいたしまして課題の整理、そしてこの後、地図データの更新をし、必要に応じて再度協議を進め、その他農業事務所、それから関連機関との調整をし、最終的には公告、縦覧、それを経て計画の策定ということで、今年度末を目指すものでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） それでは、教育委員会部局からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の坪単価でございますが、今、平米単価としてお示しをさせていただきたいと思います。まず、不動産鑑定を入れまして、不動産鑑定が平米当たり8,500円と出ております。

片方の土地については角地補正でプラス3%がつきまして、大きいほうの土地なんですが、1,871㎡が8,800円の平米単価となっております。

小さいほう、477㎡のほうなんですが、8,500円に、土地の規模が小さいということでプラス5%の補正、それから間口が短く、奥行きがあるという地形になっておりますので、補正がマイナス5%入っておりまして、こちら、平米単価が8,500円となっておりますのでございます。

それから、土地につきましては、購入する前、あくまで土地でございましたが、今回購入するに当たりまして、宅地ではなく学校用地というように登記をする予定でございます。なお、登記費用につきましては、町負担で全て行うということになっております。

このものなんですが、長年応じていただけなかった土地の買収について条件が、不動産鑑定を入れて、その金額にて購入したいですとか、本年12月末までに完結するようであれば売

ってもいいという地権者の条件付ではありますが、ようやく納得していただいたものであります。

この機を逃してしまいますと取得できなくなるおそれも考えられますので、今後、半永久的に学校用地として利用していく必要性を考慮いたしまして、今回、購入に適切な用地運用に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、近隣の田んぼですとか畑、宅地についての金額につきましては、資料のほうを持ち合わせてはおりませんので、後ほど御回答させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鎗田貴俊君。

○7番（鎗田貴俊君） 7番、鎗田です。

地域計画の目標地図の御答弁の中で、私もちょっと聞き逃したかもしれないけれども、現時点で原案はできているのかどうか。いわゆる色塗りとかって言っていますよね、それがもうできていて、あとはそれを製本に移す作業なのかどうか、その辺がちょっと聞きたかったんです。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 現時点でございますが、既に話合いは1回目の話合いが終わって、色塗りが終わっているところです。それを今度、取りまとめをし、データ化をするという工程に移っております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鎗田貴俊君。

○7番（鎗田貴俊君） じゃ、目標地図のほうは分かりました。

それから、中学校用地の取得なんですけど、今御答弁いただきましたけれども、平米当たり8,500円となると坪二万五、六千円になるんですかね。

それで、先ほど不動産鑑定で平米当たり8,500円だったということなんですけど、これはそういう場合はあれですか、地目は登記上の田で鑑定するとか農地で鑑定するとか、そういうことになるんでしょうか。

それと、事務局長の御答弁の中に、長年、購入を働きかけてきたということなんですけど、今、賃借料で年間50万ですから、このまま借りても40年間は、計算上はこの後40年間借りられるということで、40年後のことは何か分からないと思いますので、そういうことで考えれば、やっぱり今の負担がどうなのかということを考えられたほうがいいのかと。

それと、やっぱり売買の場合は、売ってください、じゃ売りますという立場のケースと、買ってください、じゃ買いましょうというのでは、単に不動産鑑定で金額で査定するよりも、もしも契約の相手方が、この間の説明ではずっと長年交渉してきたけれども、最後には町のほうに買ってほしいと願い出たという御説明を伺ったと思うんですが、そうだとすれば、その辺は町としても、じゃ買ってあげましょうという立場だと思うんですけども、それと併せて不動産鑑定料あるいは登記費用、そういうものも全部町でひっくるめて負担しますと、そこまで優遇して買う必要があるのかなというふうに思います。その辺の御見解を。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） まず、どのような鑑定を行ったかというような御質問だったと思うんですが、鑑定につきましては公共公益関連施設見込地、開発見込地ということで、不動産鑑定につきましては鑑定を行ったところでございます。

それから、40万円を40年掛ければ2,000万、40年間分ではないかという御指摘がございましたが、金銭で見ますとそのとおりでございます。ですが、教育委員会といたしましては、あくまでも適切な学校用地の確保として考えております。

一番角地で、ちょうど場所で申しますと生徒が自転車で通学して入る入り口のところの土地でございます。建物も何も建っていないところでございますので、もし万が一、それを他人に売買でもされて買えなくなるということがありますと、適切な学校運営のほうに支障を来しますので、今回改めて購入をさせていただきたいということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

ページが22ページ、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費の空調の改修工事128万7,000円。

これは改修ということでございますけれども、どこの位置の空調の改修なのか。新たに設置したこの空調の部分なのか、それとも前の部分なのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

今回、工事を上程させていただきましたのは、九十九里中学校の職員室のエアコンでございます。職員室のエアコンにつきましては、設置後20年が経過しておりまして、修理するにも部品等の調達が困難であるということから、入替え工事というようにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中村義則君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

介護保険特別会計補正から質問をいたします。

7ページ、款1総務費の認定調査等費892万で、21万6,000円の補正がされています。それで、この認定調査費というのは、いわゆる聞き取り調査をする調査員のことだと思うんですが、6名分が補正されていますけれども、今、大体、聞き取り調査をする1人の調査員がどのくらいの人数の調査をしているのか、分かればお答えいただきたいと思います。

それから、その下の目2の認定審査会共同設置負担金100万2,000円が増額補正されていますけれども、この内容、いわゆる聞き取り調査をした後、今度は認定審査会にかけるところのお金なのか。それが、金額が100万増えているというところなんですけれども、その内容を詳しくお願いします。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の1款3項1目認定調査等費、説明欄の会計年度任用職員報酬21万6,000円の増のところでございますが、今現在、手元のほうに1人当たりの認定調査員が年間、またもしくは月々どのくらいの調査を行っているかという件数は手元に持っておりませんので、後ほど御回答させていただければと思います。

続きまして、2点目の2目認定審査会共同設置負担金、こちら100万2,000円増額の理由でございますが、自治体システムの標準化対応に伴うものでございまして、国の標準化方針

に基づきまして、システムの標準化対応に関わるシステム構築を行う町負担分としての負担金の増額となります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 聞き取り調査の会計年度職員のことなんですけれども、この6人という数の中でなかなか聞き取り調査、必ず聞き取り調査をしなければいけない七十何項目のね、中にはなかなか来てくれないというような、そういった声も聞くので、今、介護認定を受ける人、たくさんこれから増えると思うんですね。

やっぱり住民は、ぎりぎりまで介護認定を受けない人が多くて、本当は介護認定は別に介護を使う寸前に認定を受けなきゃいけないということではないということ、よく住民に知らせていただきたいと思います。

認定調査員が6人というこの数字が妥当なのかどうなのか。介護認定を受ける人が多ければ、やっぱり認定調査員も増やさなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、どうなのでしょうか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

今回の補正予算に計上させていただきましたのは、会計年度任用職員の今現在いらっしゃる、雇用している6名の報酬のほうで改定になりました結果で、こちらのほう、21万6,000円の増額の要望をさせていただいております。

ただいま御質問の6名で足りているかということでございますが、こちらにつきましては現在6名で何とか回していると。そのほかのケアマネジャー等にも依頼をしながら、認定調査のほうは進めているというところで、人数のほうの増ということではございません。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） いや、だから6名という人数で、大体6人が何人ぐらいの認定数を受け持つのかと。これはやっぱり大事なことだと思うんです。

これから、九十九里町も高齢化率42%で、どんどん増えていくと思うんですね。そういうときにすんなり介護認定が受けられるような調査員の人数にしていきたいと思います。これは、回答は結構です。

それで、自治体システムを標準化するというのは、これは情報のネット化とかそういった

ことなんでしょうか。確認で、もう一度お願いします。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

介護認定審査会につきましては、山武郡市で共同設置を行って運営をしております。そちらで使うシステム、こちらにつきましても自治体標準化ということで、それに準用させるようにシステム構築を行うための改修費に伴うものでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

同じく介護保険特別会計、同じところなんですけど、7ページの認定調査のところなんですけれども、ちょっと関連して申し訳ございません、私も同じことを聞こうと思ったんですけれども、1人何人を見ているのかって言ったら、今、手元にないということだったので、これはしょうがないとしても、この6人が毎月動いているのか、それともシフト制になっているのか。

先ほど谷川議員もおっしゃったように、やはり介護の申請が多ければ、その6人が回ってくだされば、早く調査に入っていただけると思うんですけれども、シフト制とか、月に何人しかいないんだ、動かないんだとかとなると、やはり調査に行く人も少ないと思うんですけれども、これ、どうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

現在、町のほうで雇用をしています認定調査員としての会計年度任用職員につきましては、常勤ではなくて非常勤、パートタイムということで、当然、その認定審査の件数が毎日同数ではありませんので、認定審査の申請件数が多い日は複数名になりますし、少ない日は1名、2名で対応というところで、シフト制といえばシフト制なんですけれども、いる6人で回しながら、申請件数に合わせた出勤ということで勤務体制を取らせていただいているところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

それでは、月に1人のときもあれば、申請が多ければ複数が出てくださるということで、パートだから、その人によってのお給料がそのときによって、みんなばらばらということですよね。

そういったことで、一応パートタイムだから、一応自分は会計年度職員、いるということで、ずっと連絡が来ない限りは働けないということになるのかなという思いなんですよね。会計年度職員のパートとして申請しているわけですよね。だけれども、多いときは声がかかるけれども、少ないと声がかからないとなると、その人にとってはどういうメリットがあるんでしょうかね。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、今回の補正の項目につきましては、報酬改定ということでの計上とさせていただいております。

今、御質問いただきました、日数ですとか、そういったものが足りないとか多いとかというところの補正ではございませんが、現在、町のほうで雇用しております会計年度任用職員の認定調査員の方は毎月、最高額で何日で幾らという形での上限を決めまして、その中でシフト制を組ませていただいて、なおかつ、今、大変多くなっているという御指摘がございますが、初回の認定調査については町で雇用している会計年度任用職員の調査員が行いますが、2回目、3回目等の更新等になりました場合には、町の認定調査員以外の調査員の資格をお持ちの方にも委託をお願いすることもできますので、そちらのほうで対応を取っているところです。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。
討論はありませんか。

まず、反対討論ですよ、大丈夫ですか。

7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） 7番、鏑田です。

申し訳ないんですが、一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論をさせていただきます。

補正予算自体は、その性格からいって、ほとんど全てが直ちに執行すべきものと私は認識しております。特に今回は給与改定などが含まれていますので、その点は重々考えなくちゃいけない。

しかしながら、先ほど質疑させていただいた中学校用地の取得費については、御説明いただいたんですけれども、私自身、全ては納得できておりません。

先ほど、現在の取得費ならば、これから40年は賃借できるという話の中で、御答弁では、その間に転売されるなどしたら困るというお話もあったんですが、私はもう長年使用している、いわゆる使用貸借の借りている立場が、そんなに転売によって簡単に侵されることはないのかなというような気もします。

それから、今回、全額一般財源で負担するということなので、住民負担を伴う、住民代表の一角を担う立場として、買入れ単価については疑義を感じております。極論すれば半分ぐらいでもいいんじゃないかと、素人の考えですけれどもね。

このような場合、今回の補正の対応としてどう対応したらよいか考えたんですが、本件の中学校用地を除く他の補正予算は賛成の立場ですけれども、残念ながら、一般会計補正予算全体については反対の一石を投じさせていただきたい。

以上です。

○議長（中村義則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時休憩します。

再開は1時です。

（午前11時59分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議 長（中村義則君） これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第 1 号の採決をいたします。

議案第 1 号 令和 6 年度九十九里町一般会計補正予算（第 3 号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号の採決をいたします。

議案第 2 号 令和 6 年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり
決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号の採決をいたします。

議案第 3 号 令和 6 年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり
決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号の採決をいたします。

議案第 4 号 令和 6 年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）を原案のと
おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号の採決をいたします。

議案第 5 号 令和 6 年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第3、議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第14号についての提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第15号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中村義則君） 日程第4、議案第15号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、古川紀行君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第16号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中村義則君） 日程第5、議案第16号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

これ、人数を増やすという内容だと思うんですけども、子供の1人当たりの面積数はどのようになるのでしょうか。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） 提案理由で申し上げたとおり、1人当たりの必要面積につきましては放課後児童クラブ運営指針に規定されておりまして、1人当たり1.65㎡になります。以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） その1.65㎡が今までの数とどのように、同じなのかどうなのか。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

今まで1.65以上のものであったので、人数を確保するため最高値まで、1.65にさせていただくものです。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） ちょっと分かりづらいんですけども、1.65が、今までもこの面積数はそうだったと。だけれども、今度は人数を増やす、その1.65で人数を全体的に増やすのか、あるいは今までと同じ1.65の面積数で増やすのか。要するにそこが聞きたいんです。

そうすると、今まで1.65で35人だったのが、今度は1.65で39人になるのか。今までの1.65の35人を、面積数はそのまんまにして人数を増やすのか。そうすると、子供1人当たりの面積数が少なくなるわけじゃないですか。

やっぱりゼロ歳児だとか1歳児、特に、違う、放課後だ、ごめんなさい、そうだそうだ。特にやっぱり子供にとって自由に動ける、とにかく、子供にとって自由に動けるというのが大事だと思うので、どうなのか。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） 失礼しました。私の説明が悪かったんですけれども、国の基準値については変わりはありません。国の基準値については変わりはなく。

○議 長（中村義則君） ちょっと、1回休憩入れます。
暫時休憩します。

（午後 1時14分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

（午後 1時15分）

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

これまでの1人当たりの平米数でございますけれども、かたかい学童が1.85㎡、くじゅうくり学童が2.05ありました。これを国の基準の1.65にするものでございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。
7番、鏈田貴俊君。

○7番（鏈田貴俊君） 7番、鏈田です。

行政文書のルールにちょっと疎い面があるので、恥ずかしいけれどもお聞きします。

この議案16号の一番下のほうに、附則、この条例は公布の日から施行すると書かれていますけれども、通常公布というと、例えば国なんかだと法律等、官報に掲載して人に知らしめるのをもって公布って言っているんだと思うんですが、具体的に、よく議会が終わると町内の各掲示板にこの議案を掲載しますよね。それを公布というふうに見るのかどうか、その点が1点と、もう一点は議案15号では同じように附則として、この条例は令和6年10月15日から施行すると。何年何月何日から施行するというのと、この条例は公布の日から施行するというのは、何かどういう区別の理由があるのか。その2点をお伺いします。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） 議案第16号について御説明させていただきます。

16号については公布の日からというところで、今議会において御承認いただけたのであれば、先ほど鏈田議員が御質問していただいたとおり、掲示板に提示しての公布がスタートになるということになります。

以上です。

(「議案15号と16号の表現の仕方」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) ちょっと休憩入れましょう、また。

暫時休憩します。

(午後 1時18分)

○議 長(中村義則君) これより再開いたします。

(午後 1時20分)

○議 長(中村義則君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第17号 財産の取得について

○議 長(中村義則君) 日程第6、議案第17号 財産の取得についてを議題といたします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 財産の取得についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第18号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長(中村義則君) 日程第7、議案第18号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町長(浅岡 厚君) 議案第18号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育委員会委員の関留理子氏が令和6年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

関氏は、平成30年4月から1年間、九十九里小学校PTA会長を、平成31年4月から2年間、九十九里中学校PTA副会長を務めるなど、児童・生徒の健全な育成に大変熱心な活動が続けられました。また、九十九里町子ども会育成連絡協議会役員として、現在も地域の子

供たちの仲間づくりや心身の成長、発達を促進するため、積極的に取り組まれています。

関氏は人格が高潔で、学校教育及び社会教育に関する豊富な識見を有していることから、教育委員会委員として適任でありますので、同意をお願い申し上げます。

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は同意することに決定されました。

◎日程第8 議案第19号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

○議 長（中村義則君） 日程第8、議案第19号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、古川紀行君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

ちょっとお聞きしたいんですけども、これ、マイナンバーカードの手続をしていない人の保険証が、今度は資格証明書に変わるということだと思うんですけども、対象者は何人ぐらいいますか。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） すみません、手元に資料がございませんので、誠に申し訳ございませんが、後ほど御回答させていただければと思います。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） じゃ、後ほどお願いします。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 休会の件

○議長（中村義則君） 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月9日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、9月9日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時33分

令和 6 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 9 月 1 0 日（火曜日）

令和6年第3回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和6年9月10日(火) 午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 6 号 令和5年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 7 号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 8 号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 9 号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第10号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第11号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第12号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について
議案第13号 令和5年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について
- 日程第 2 報告第 1 号 令和5年度九十九里町健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 4 報告第 3 号 令和5年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 私債権の放棄について
- 日程第 6 報告第 5 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について
- 日程第 7 報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和5事業年度における業務実績に関する評価結果について
- 日程第 8 休会の件

出席議員（14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鎗 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君
農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり課長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガ ス 課 長	山 口 義 則 君	教 育 委 員 会 長	鎗 田 貴 賜 君
教 育 委 員 会 主 幹	中 村 勝 君	代 表 監 査 委 員	中 村 敏 男 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9 時 3 0 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 10 号 令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 11 号 令和 5 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 12 号 令和 5 年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について

議案第 13 号 令和 5 年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

○議 長（中村義則君） 日程第 1、議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 9 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 10 号 令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 11 号 令和 5 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 12 号 令和 5 年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について、議案第 13 号 令

和5年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

議案第6号から議案第13号までの歳入歳出決算について、順次、内容説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 住民課長、古川紀行君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 住民課長、古川紀行君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 暫時休憩します。

再開は10時40分です。

(午前10時23分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長(中村義則君) 健康福祉課長、鶴岡正美君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 農林水産課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) ガス課長、山口義則君。

(提案理由説明)

◎日程第2 報告第1号 令和5年度九十九里町健全化判断比率の報告について

○議長(中村義則君) 日程第2、報告第1号 令和5年度九十九里町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(趣旨説明)

○議長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第3 報告第2号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（中村義則君） 日程第3、報告第2号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第2号について、趣旨説明を求めます。

農林水産課長、作田延保君。

(趣旨説明)

○議長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第4 報告第3号 令和5年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（中村義則君） 日程第4、報告第3号 令和5年度九十九里町ガス事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第3号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、山口義則君。

(趣旨説明)

○議長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第5 報告第4号 私債権の放棄について

○議長（中村義則君） 日程第5、報告第4号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第4号について、趣旨説明を求めます。

ガス課長、山口義則君。

(趣旨説明)

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は1時です。

(午前11時44分)

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 59 分）

◎日程第 6 報告第 5 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況について

○議 長（中村義則君） 日程第 6、報告第 5 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの経営状況についてを議題といたします。

報告第 5 号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鶴岡正美君。

（趣旨説明）

○議 長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第 7 報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和 5 事業年度における業務実績に関する評価結果について

○議 長（中村義則君） 日程第 7、報告第 6 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの令和 5 事業年度における業務実績に関する評価結果についてを議題といたします。

報告第 6 号について、趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鶴岡正美君。

（趣旨説明）

○議 長（中村義則君） 報告案件でございますので、これにて終結いたします。

暫時休憩します。

再開は 1 時半です。

（午後 1 時 20 分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 29 分）

○議 長（中村義則君） 各会計の説明及び財政健全化法関連の報告が終了いたしましたので、

代表監査委員に決算審査の意見を求めます。

○代表監査委員（中村敏男君） 中村敏男でございます。どうかよろしくお願いいたします。

マスクと着座にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは決算審査を行いましたので、その結果を報告させていただきます。

お手元の資料といたしまして、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、農業集落排水事業会計決算審査意見書、ガス事業会計決算審査意見書及び九十九里町普通会計・企業会計財政健全化・経営健全化審査意見書、4部お手元にあると思いますが、よろしいでしょうか。

それでは初めに、一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査意見書を報告させていただきます。

資料1ページを御覧いただき、1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法は記載のとおりでございます。

4、審査の結果につきましては、審査した各会計の決算書は、法令の定めに従い作成され、関係諸帳簿・諸書類を精査照合した結果、計数は正確であり、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり、適法かつ効率的に執行されているものと認めました。

次、資料の2ページでございます。会計別決算審査の概要ですが、全て令和5年度と前年度の決算の比較であります。

令和5年度の一般会計歳入決算額が66億6,297万4,000円で、前年度70億4,516万7,000円と比較して3億8,219万3,000円の減額、5.4%の減となっております。主な要因は、国庫支出金2億8,220万円の減及び地方債1億8,050万円の減額及び繰入金8,645万4,000円の増額によるものでございます。

一般会計歳出は63億3,597万4,000円で、令和4年度66億1,125万1,000円と比較して2億7,527万7,000円、4.2%の減額となっております。主な要因は、教育費2億3,668万6,000円となっております。

次に、給食事業特別会計は、歳入歳出とも令和5年度1億3,320万8,000円、令和4年度1億3,259万円、61万8,000円の増、0.5%の増となっております。主な要因は、県支出金161万1,000円の増額、繰入金、給食費の無償化でございます、383万4,000円の増加、事業収入482万8,000円の減額の要因によるものでございます。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入で20億8,733万1,000円、令和4年度歳入で22億214万8,000円、1億1,481万7,000円、5.2%の減額となっております。主な要因は、県支出金

5,524万8,000円の減、国民健康保険税2,058万4,000円の減、繰入金1,309万6,000円の減、繰越金2,682万8,000円減によるものです。

歳出で20億4,675万5,000円、令和4年度21億6,329万1,000円、1億1,653万5,000円の減、5.4%といずれも減少しております。主な要因は、保険給付費6,708万4,000円の減、国民健康保険事業納付金1,760万4,000円の減、基金積立金3,822万4,000円の減によるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入で2億5,704万6,000円、令和4年度2億4,876万5,000円で828万1,000円の増額、3.3%の増額となっております。主な要因は、後期高齢者保険料552万3,000円の増、繰入金、一般会計から266万2,000円の増額によるものです。

歳出は2億5,505万5,000円、令和4年度2億4,585万6,000円、919万9,000円の増、3.7%の増額となっております。主な要因は、後期高齢者納付金833万7,000円の増額によるものでございます。

次に、介護保険特別会計は、歳入で20億1,267万3,000円、令和4年度19億798万8,000円、1億468万5,000円の増、5.5%の増となっております。主な要因は、国庫支出金1,787万2,000円の増、県支出金803万7,000円の増、支払基金交付金3,659万2,000円の増、繰入金、一般会計から2,530万円の増、繰越金1,937万8,000円の増によるものでございます。

歳出は19億4,579万1,000円、令和4年度18億1,334万3,000円で1億3,244万8,000円の増、7.3%の増となっております。主な要因は、保険給付費1億210万6,000円の増、諸支出金、これは還元金、加算金を含め3,126万8,000円の増、繰出金1,367万4,000円の増によるものでございます。

次に、病院事業特別会計は、歳入歳出とも5億7,698万円、令和4年度は3億1,809万1,000円で2億5,888万9,000円の増でございます。81.4%増加しております。主な要因は、歳入、町債、地方債でございます。2億7,480万円の増。歳出、貸付金2億7,480万円の増となっております。これは令和4年度の繰越明許費によるものでございます。

以上、各会計を決算別に集計すると、3ページの中段でございます。

以上の各会計の決算額を集計すると、前年度と比較して、歳入で1億2,453万7,000円の減、率で1.1%の減、歳出で934万2,000円の増額、0.1%の増であります。病院事業会計を除外すると、歳入で3億8,342万6,000円の減額、3.3%の減。歳出で2億4,954万7,000円の減額、2.3%といずれも減少しております。全体といたしましては、歳入、前年比98.9%、歳出、前年比100.1%と横ばいであり、良好と判断いたします。

3 ページ、一般会計、決算収支の状況でございますが、記述どおりであります。

次に、4 ページ、一般会計歳入款別前年度対比表、令和 5 年度構成比で地方交付税が 34.8%を占め、町税の 22.7%をしのぎ、依存財源によるところが大きく、この傾向が改善されることが重要であります。

一般財源のうち、経常的なものが 42 億 569 万 1,000 円で、経常経費に充当された額が 36 億 7,970 万円で、経常収支比率が 87.5%となり、前年度の 85%に比べ 2.5 ポイント増加し、本町の財政構造が弾力性に乏しく、引き続き経費の抑制に努める必要があります。なお、経常収支比率であります、87.5%ですが、比率が低いほど臨時的に使える経費が多くなります。

次、4 ページの歳入款別前年度対比、主な減額要因は、1、国庫支出金、2、町債であり、その他は前年度と大差ありません。

次に、5 ページの上段のほうでございます。

町税の税目別推移、区分全体として、令和 4 年度と比較すると差異は少ない状況でございます。

次、5 ページ、年度別町税収入状況ですが、不納欠損額が減少し回収努力が見られますが、継続していただきたいと思えます。

次、6 ページでございます。

町税の税目別収入状況、税目別不納欠損状況、収入未済額状況、7 ページの町税収納状況でございますが、記載のとおりでございます。

7 ページの下段のとおり、収入率は県下 54 市町村中 48 位ということで下位に低迷しております。今後一層の収納率の向上と収入未済額の解消に努められ、不納欠損額を極力減らすように要望いたします。これは例年と変わらないような位置に推移しているというような状況でございます。

次に、8 ページでございます。

8 ページ、歳出款別比較であります、前年度より教育費、諸支出金の減少、総務費、商工費、土木費は増加がありましたが、11 ページ、下段の下です。一般会計歳出について、予算の執行状況は良好であり、計数的にも正確でありました。今後、財政状況が厳しくなる中で、一層の効率・効果的な執行に邁進するよう要望いたします。

なお、令和 4 年度との比較、歳出支出の支出済額比較については、12 ページに記載のとおりであります。

次に、13 ページ。

財政負担状況の実質公債費比率は0.1%増加しているものの、7.6%と10%以下を堅持しております。

次に、14ページ。

給食事業特別会計は、歳入歳出とも児童・生徒数の減少によるものとなっております。

次、16ページ。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出とも被保険者数3,884人、219名の減少により、昨年度より減額となりました。収入率の低下は、16ページ下段に記載のとおりであり、解消に努められるよう要望いたします。これについても、収入率が低下であり、県下下位44位であります。解消に努められるよう、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、18ページ。

18ページ、後期高齢者医療特別会計、19ページ、介護保険特別会計、いずれも収入未済額の解消、収入率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、21ページ。

21ページの病院事業特別会計でございますが、下段の記載のとおり、病院の経営収支状況の改善、促進が急務となっております。令和5年度末の病院事業債の残高が18億1,989万3,000円となっております、これは先ほどお話ししました2億7,480万円を含んでおります。町の財政負担として、病院事業債の元利償還は計画どおりでありましたが、病院経営の収支、不足資金への貸付金が8億3,033万9,000円であり、病院の収支改善の促進が急務になっております。

引き続きまして、22ページのむすびでございます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う業務減少及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金業務が令和4年度に完了し、国庫支出金が減少しました。新たに国施策として業務対応の準備が肝要であります。

町財政状況、現預金（基金を含む）年度末地方債の残高は微増であります、改善傾向にあり、継続することが重要であります。

現状としまして、①町の基幹において行政事務は、円滑順調に更新・施行されているものの、施策面において見直し実行が急務であり、公共施設は年々確実に老朽化していきます。②町民の高齢化、少子化、過疎化の進行は、最先端グループの模様であり、この町民の暮らしのよさの改善に、町行政がいかに関与していくか、さらなる創意工夫が必要であります。③町行政施策として、町民の日常の暮らしのよさを感じさせる、町独自の事業展開が求めら

れています。④各課で行われている業務内容は事業そのものであり、サービスの向上が町民との距離を縮める一端と考えます。

これらのことについて、手近な問題から抽出し、着手することを期待いたします。

以上で、九十九里町の一般会計・特別会計歳入歳出の決算意見書とさせていただきます。

引き続きまして、農業集落排水事業会計決算監査に対する意見書に移ります。

1 ページ目でございます。

審査の対象は記載のとおり、審査期日、令和6年6月27日、審査概要はほかの会計と同様であります。

審査結果ですが、審査に付された決算報告書、財務諸表及び附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関連法令の定めに従い作成されており、数値は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用されており、本決算は正確なものと認めました。

次に、2 ページでございます。

収益的収入は、令和5年度1億4,176万9,000円、令和4年度1億6,359万円で2,182万1,000円の収入減となりました。要因といたしましては、長期前受金1,552万2,000円、補助金444万円の減少によるものです。

収益的支出は、令和5年度1億4,268万4,000円で、令和4年度1億6,028万2,000円で1,759万8,000円の支出減でありました。要因といたしましては、減価償却費1,341万7,000円の減、光熱水費267万1,000円の減少によるものです。

次に、3 ページ、資本的収入は9,455万4,000円で、令和4年度1億8,490万6,000円と比較で9,035万2,000円の減収となりました。主な要因は、企業債の2,980万円の減、県補助金5,995万3,000円の減少によるものです。

資本的支出は9,446万5,000円で、令和4年度1億8,459万9,000円に対し、9,013万4,000円の支出減でありました。主な要因は、建設改良費8,905万8,000円の減少によるものです。

次に、4 ページ、業務実績は、年間汚水処理量、年間有収量の減少で、加入世帯の増加が急務となっております。

次、5 ページ、収益・費用について、当年度純利益・純損失ですが、総収益1億3,912万6,000円から総費用1億3,988万7,000円を差し引いたマイナスの76万1,000円となりました。

次に、6 ページの経営分析比率は前年度と大差なく、7 ページの財政状況についても記述のとおりであります。

また、８ページの負債・資本の状況及び建設改良事業については、記述どおりであります。

９ページ、審査の意見ですが、１ページの審査の結果どおりでございます。

審査結果の概要ですが、本決算の状況は、当年度純損失76万1,000円を計上する結果となりました。営業収益は2,642万1,000円、前年度2,661万5,000円を確保いたしましたが、営業外収益の長期前受金戻入の減額1,552万2,000円、営業費用の減価償却費の減額1,341万7,000円がありましたが、純損失の計上となりました。

主な費用の状況は、以下のとおりとなります。

１、農業集落排水事業の有形固定資産の取得総額は133億7,576万8,000円で、令和６年３月31日現在の有形固定資産の償却累計額は101億1,256万6,000円となり、残存簿価は32億6,320万2,000円であります。現有設備、新規投資を除いて、償却は約30年を要します。

２、発行済地方債（企業債）の未償還残高が５億5,056万円に対する元利償還額、元金7,000万円余り・支払利息1,200万円余りであり、今後10年以上一般会計より元利償還金を負担することとなります。

３、令和５年度における修繕費は164万8,000円であるが、今後、施設の老朽化により修繕費の加速度的な増加が懸念されます。

検討すべき事項。

１、この３か所の施設受益者は638戸で町内世帯の10％以下であるが、町の一般会計により毎年１億円を超える歳出となっております。今後、修繕費や電力料の負担増に伴い、地域市町村のような状況を勘案し、污水处理料金の改定を検討する時期と思われます。

２、営業収益と営業費用（減価償却費を除く）で収支のバランスが図れるよう検討されたいと思います。

今後、公営企業として経営の基本的原則を堅持し、加入者の生活排水処理を安定的に確保するための施設の維持・管理と経営の健全化、関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

令和６年７月26日。九十九里町監査委員、中村敏男、九十九里町監査委員、内山菊敏。

以上をもちまして、九十九里町農業集落排水事業会計決算審査意見書を終了といたします。

次に、九十九里町ガス事業会計決算審査意見書に移ります。

１ページ目、審査対象は記載のとおり、審査期日は令和６年６月27日、審査概要は他の会計と同様であります。

審査結果ですが、審査に付された決算報告書、財務諸表及び附属書類は、いずれも地方公

営企業法、その他関連法令の定めに従い作成されており、数値は正確であり、会計処理も定められた手続により行われ、かつ現金及び預金は適切に運用保管されており、本決算は正確なものと認めました。

2 ページ、収益的収入は、令和 4 年度 3 億6,430万2,000円との比較で663万2,000円の収入減で、収益的支出は、総額では令和 4 年度 3 億6,201万円に対し、63万円の支出増となりました。

3 ページ、資本的収入及び支出は記述どおりであります。

次、4 ページ、経営状況についてでございます。

供給戸数の減少、家庭用12戸、商業用 2 戸、その他 2 戸となりましたが、工業用のガス供給量の増加に伴い、供給量減少分を補う結果となりました。

年間供給量は、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度と頭打ち状態が継続しており、供給先の増加が急務となっております。

次に、5 ページ、収益・費用について。

(ア) 営業損益。営業収益は 2 億2,547万4,000円、営業費用が 3 億4,210万3,000円であり、差引き 1 億1,662万9,000円の赤字であります。前年度営業損失7,650万5,000円に対して、営業損失が4,012万4,000円の増加でありました。

次に、営業外損益でございます。

営業外収益は 1 億962万3,000円、営業外費用が528万1,000円であり、差引き 1 億434万2,000円の黒字でありました。前年度営業外利益7,183万8,000円に比し、営業外利益3,250万4,000円の増加でありました。なお、営業外収益には、電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金が含まれております。令和 5 年度は5,647万3,000円が含まれており、令和 4 年度が1,948万3,000円が含まれております。

それから、(ウ) 特別損益。特別利益はゼロ、特別損失が161万円であり、差引き161万円の赤字でありました。

次、(エ) 当年度純利益、または純損失。

当年度純損失は、総収益 3 億3,509万7,000円から総費用 3 億4,899万4,000円を差し引いた1,389万7,000円で、前年度比に対して923万円の減額でありました。

次、6 ページ、下欄の事業収入、事業費用に関する事項。記載のとおり 1 m³当たりの事業原価が 1 m³当たりの営業収入を上回っており、令和 5 年度はマイナスの33円79銭、令和 4 年度はマイナスの22円08銭の赤字となっております。補助金を含めた形であっても、令和 5 年

度は15円58銭、令和4年度は15円64銭、15円前後の赤字となります。

次、7ページ、経営分析比率であります、令和4年度と比較すると大きな変化は見られません。

8ページ、9ページ、財政状況、10ページの建設改良事業は記述のとおりであります。

11ページ、審査の意見は、1ページの審査の結果と同様であります。

審査結果の概要は、本決算の状況は、当年度純損失1,389万7,000円、令和4年度純損失466万7,000円を計上、前年比923万円、297.8%の増となっております。

主な要因は、1、年間販売量299万 m^3 に対し、前年度比3万7,000 m^3 、1.2%の減、供給戸数4,075戸、前年度と比べ16戸減となりましたが、工業用供給量の増加で補う結果となりました。

2、ガスの仕入れ単価の改定。今後、ガスの仕入れ単価の改定が見込まれております。

3、費用の合計の前年度比660万7,000円の増加となりましたが、主なものは減価償却費325万7,000円、令和4年度消費税161万円、令和5年度消費税524万8,000円、電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金に伴う消費税となっております。

4、年度別の純利益は、令和2年度473万円、令和3年度424万9,000円、令和4年度マイナスの466万7,000円、令和5年度マイナスの1,389万7,000円と2期連続純損失計上となっております。

実施すべき事項が12ページでございます。

1、供給量の確保。世界的なエネルギーの高騰の渦中、地場天然ガスの優位性を町内に再認識を推進する。

2、ガス事業費用のさらなる削減。運転費用、設備更新費用等。

3、販売単価の見直しが急務となっております。

今後、公営企業として経営の基本原則を堅持し、ガスの事業の保安を確保しつつ、安定した供給サービスの向上と経営の健全化に、関係職員一丸となって邁進されるよう提言いたします。

令和6年7月26日。九十九里町監査委員、中村敏男。九十九里町監査委員、内山菊敏。

以上をもちまして、九十九里町ガス事業会計決算審査意見書を終了いたします。

次に、令和5年度普通会計・企業会計財政健全化・経営健全化審査意見書。

1ページでございます。普通会計でございます。

1、審査の対象及び審査期日は、記載のとおり実施いたしました。

普通会計。

町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が正確に作成されているかどうかを主眼として実施し、いずれも適正にされているものと認めました。全ての比率が基準を下回っており、良好であり、指摘する事項はありませんが、引き続き、財政の健全化に努めることを要望いたします。

これは、先ほどお話もありましたが、算定基礎となる標準財政規模ですが、この数値が令和5年と令和4年度ではほとんど差異はなく、1,691万円の差であったということで、算定基礎の分母となる標準財政規模の数字に大きな差がないために同じような結果が出たものと思われる。

次に、農業集落排水事業会計、ガス事業会計でございます。

普通会計と同様、書類は正確に作成されているものと認めました。

資金不足比率は、いずれもマイナスで良好となっており、特に指摘する事項はありません。

普通会計、企業会計、いずれの比率も良好ではありますが、本町の場合、基礎となるパイが小さいため、財源の効率、効果的な執行、経費節減等に邁進するよう要望いたします。

令和6年8月28日。監査委員、中村敏男、同、内山菊敏。

以上をもちまして、決算審査全ての意見書を終了といたします。

○議長（中村義則君） 中村代表監査委員、御苦労さまでした。

内容説明及び代表監査委員による決算審査の意見が終了しました。

質疑、討論、採決は後日の本会議で行います。

◎日程第8 休会の件

○議長（中村義則君） 日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月11日から9月19日まで、常任委員会の開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月19日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月20日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時11分

令和 6 年第 3 回九十九里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 6 年 9 月 2 0 日（金曜日）

令和6年第3回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

令和6年9月20日（金）午前9時36分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 6号 令和5年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について

議案第13号 令和5年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

日程第 3 陳情第 3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

日程第 4 陳情第 4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情書

追加日程第1 発議第1号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書について

出席議員 （14名）

1番 小野谷 元 伸 君

2番 阿 井 賢 一 君

3番 松 井 由美子 君

4番 西 村 み ほ 君

5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鎗 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	1 0 番	内 山 菊 敏 君
1 1 番	善 塔 道 代 君	1 2 番	細 田 一 男 君
1 3 番	高 橋 功 君	1 4 番	谷 川 優 子 君

欠 席 議 員 （なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君
農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり課長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガ ス 課 長	山 口 義 則 君	教 育 委 員 会 長	鎗 田 貴 賜 君
教 育 委 員 会 幹 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君	代 表 監 査 委 員	中 村 敏 男 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9 時 3 6 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第 1、諸般の報告をいたします。

総務経済常任委員会委員長より委員会審査報告の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第 2 議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 9 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 10 号 令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 11 号 令和 5 年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 12 号 令和 5 年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について

議案第 13 号 令和 5 年度九十九里町ガス事業会計決算の認定について

○議 長（中村義則君） 日程第 2、議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 9 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について、議案第10号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定について、議案第13号 令和5年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

各会計とも既に内容説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計決算について質疑を行います。次に、特別会計決算、事業会計決算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計決算について質疑を行います。

質問者は質問の内容を簡明に述べ、答弁者はその内容を理解し質問に対し明確な答弁をされますようお願いいたします。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

一般会計から1点だけお伺いいたします。

一般会計、ページ84、款2項1、総務管理費節18、負担金補助金及び交付金についてお伺いいたします。

公共交通の問題なんですけれども、来年7年から公共交通の実施に向けてやると思うんですけれども、このバスの運行対策補助金256万8,804円、そして、その下に公共交通実証実験助成、タクシー助成が36人、24万7,500円、その下にも地域公共交通会議補助872万1,105円というのが出ていますけれども、お伺いしたいんですけれども、このフラワーバスの赤字路線で町からの補助金が出ておりますけれども、この補助金と、またその下に物価高騰対策として国からの補助金も出ていると思うんですけれども、この上下の補助金、各バスに対する補助金の金額と、また公共交通実証実験の助成金の金額があまりにも違う。

このタクシー助成、36人分のこの助成金24万7,500円という金額が来年から実証される、来年から、7年から地域公共交通に対しての対応がされると思うんですけれども、これどのような実証実験がされて、またこの872万1,105円の中にマスタープランも入っているということなんですけれども、この金額の中の詳しい内訳をお願いいたします。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えさせていただきます。

質問が多岐にわたっておりますので、1点ずつ説明をさせていただきます。

まず、上から3番目、バス運行対策事業費補助金の内容でございます。こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、ちばフラワーバスが運行しております海岸線の赤字補填に対する補助でございます。成東駅を出発し、蓮沼を回り、作田納屋、小関を通りまして、成東駅に戻るという路線でございます。

こちらの路線につきましては、利用者の減少に伴いまして、国、県の補助金の対策路線から外れてしまいました。その結果、フラワーバスと山武市と協議の結果、赤字部分を補填しておるものというところでございます。負担の割合につきましては、山武市が75%、九十九里町が25%の補填をしてございます。

コロナで非常に来遊客が減りまして、利用者が減っておったんですが、幸いなことに昨年度は少し持ち直しの傾向が出ております。引き続きこのまま利用者が増え、国、県補助が復活することを祈っておるところでございます。

続きまして、下から3番目、物価高騰対策緊急支援金、公共交通事業者分210万円でございます。こちらにつきましては、物価高騰対策ということで、電気料金、ガソリン代等が上がったというところで、公共交通事業者に対して支援を行った内容でございます。

内容について御説明を申し上げます。

タクシーについては40万円、バス路線につきましては1路線当たり10万円をそれぞれ補助しているということになっております。補助の内訳でございますが、九十九里鉄道が110万円、フラワーバスが20万円、小湊バスが40万円、合わせまして合計210万円の内容となっております。

続きまして、下から5番目、公共交通会議補助金でございます。こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、令和5年度におきましては、本町のこれからの交通施策を取りまとめますマスタープランのほうを策定させていただきました。そのための経費を含めて補助金となっております。

最後に、公共交通実証実験助成金24万7,500円でございます。まず、申し上げたい点でございますが、こちらにつきましては、令和7年度、事業が確定したわけではございません。先般、全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、今後各事業者等と協議の上、実施をしたいという意向を伝えていくということで、まだ来年度、全域で事業化が確定したわけではございません。まずその点は御理解をいただきたいと思います。公共交通会議で協議の結果、調いましたら実施をしたいという意向でございます。そこはまずお含みおきくださ

い。

その上で申し上げます。

こちらのほうの事業でございますが、現在実証実験として、作田丘地区、真亀丘地区に在住されている75歳以上の高齢者の方、さらに65歳から74歳で免許を自主返納された方々、この方々を対象に年間2万4,000円を上限に、タクシー利用の助成の補助を行っております。具体的には500円のチケットをお配りしまして、それを利用のたびにお使いいただくという趣旨で進めてございます。

これにつきましては、アンケートを行っておりまして、アンケート取りまとめの結果、利用者の方からは非常に御好評をいただいております。ただ、利用率が約12%、対象地域の方々の12%が御利用されているということで、この12%という数字が低いんじゃないかということで考えておったところでございますが、実は公共交通計画を作る際のアンケートを実施しましたところ、外出の困難度、何に外出に困っていますかということを知っているんですが、日常的な外出の困りごとで、病院、買物に対する外出の困りごとを感じていらっしゃる方が約13%ということで、ほぼほぼその数字が一致しているのかなということで、75歳以上の方々はたくさんいらっしゃいますけれども、多くの方々は御家族であったり、あるいは親類の方であったり、あるいは御自身の自動車の運転ということで、何かしらの形で外出をされておられる。本当に困っている方々に対するサービスとして、アンケートの結果から見ますと、パーセントの割合で言えば適当な数字なのかなというふうには考えております。

ただ、この制度がもし町内全域で実施された場合につきましては、これは対象者が物すごく増えますので、その方々に対する周知をしっかりと行って、適切な事業につながればいいなというふうに考えてございます。

なお、詳細につきましては、決算附属資料の39ページにある程度載せてございますので、そちらも御参照いただければ幸いです。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やはり住民は1日も早い公共交通、デマンド、乗合タクシーなり何なりを1日も早い実現を望んでいるんですけれども、路線バスに対する補助、やっぱりまちづくり課とすれば、路線バスを廃止するわけにはいかないというところで、いろいろ補助や何かをやっているんだと思うんですけれども、これは1日も早く進めて、先ほど説明があっ

たようにフラワーバス、赤字路線に町として補助も出している。

今回、物価高騰対策支援として公共事業に対して国からの補助金があった。それは分かるんですけども、ただ、この金額を見ると、あまりにも住民が本当に実証実験になっているのかというところで、この数字を見て、私は大いに疑問を感じているんです。

ですから実証実験だったら住民がもっと使いやすい数字が上がって、私はしかるべきだと思うんです。やっぱり住民が言うのが、あの路線バス、大きな車が空気を乗せて走っている、そういう思いがやっぱり住民の中にあるんです。ですから、もう少しこういったところを改善して、私たちもこの間、議員として公共交通というか、自動運転バスの地域に行って見てきたんですけども、そういったことも公共交通会議の中で話をしながら、ぜひ1日も早い実現、そして住民が望んでいるような公共交通をお願いしたいと思います。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

本冊12ページの不用額3億円。結構な金額であります。この不用額ですけども、常任委員会においての職員の皆さんの詳細な説明があったんですけども、不用額についてはちょっと触れていなかった。このように記憶をしております。

不用額というと、何かいらないお金みたいな感じになって、私はあまり好きではないんですけども、この不用額を出すに当たっては、職員の皆さんが大変御苦勞をされて、残した、残さざるを得なかった委託料、補助金、いろんなところで、職員の皆さんの努力でもってこの不用額が出たと、こういうものも大変多いんじゃないかと思います。事業ができなかったという側面もあろうかと思います。

いろいろな場面が想定されますけれども、この不用額の内容について、やはり常任委員会でももう少し詳細な説明が欲しかったなと、このように思います。

先ほど皆さんはこの不用額をどのように考えておられるのか、何人かの課長さんに、できれば御意見というか、うちの課はこうであったよという、そういうお話をいただければ思っております。いかがでしょうか。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それではただいまの高橋議員の不用額の件について御回答させていただきます。

今、高橋議員のほうからは、各課長ということで御質問がありましたが、代表して財政課

という立場からお答えさせていただければと思います。

ただいま御指摘のあったとおり、不用額につきましては、いろいろ要因があるかと思いますが。主な要因につきましては、当初予算で見込んでいた額と比べて入札等々、また対象者の減少、それらの要因から実際予算額より支出済額が少なかったというのが主な原因だというふうに認識しております。分析もさせてもらっているところです。

また、今言ったとおりで、この不用額についてどうだということでありますけれども、その昔、過去につきましては、この不用額は極端にいうとほぼ出ていないという状況もございました。それはなぜかという、逆に予算額が、予算があれば予算を使い切れというような認識がその昔はあったというふうに思っております。ただそういう意識がなくなり、使わなくて済むものについては、しっかり残しておくというような意識が職員の皆に浸透しているというところから、不用額が出ているものというふうにも認識しております。

ただ、御指摘のとおり、不用額が出ているということが当初予算の部分のところで少し見込みが甘かったりとかということがあるかと思いますが、来年度の予算の編成の際には、この不用額を基にどのような予算編成をするのかというのを踏まえて、次につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

今、財政課長のほうから詳細な説明がありました。昔はなるべく予算を使い切ると、こういう形でやってきた、今は残してもいいんだと、なるべくできれば残すような形を、努力をしてやっていくと、そういう形も見られると、そういうことでございました。

そこで、提案なんですけれども、この決算の附属資料にその不用額の大きい金額、これをできれば一覧表か何かで載せていただければありがたい、このように思いますけれども、いかがですか。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

まさに今の御指摘のとおりだと思います。附属資料のほうにつきましては、少しでも分かりやすくするのが附属資料ということになると思いますので、ぜひ今、御指摘いただいた点については、採用させていただくように検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

すみません、1点伺います。

ページ、74ページ、2款、3節の職員手当なんですけれども、その備考欄の一番下、予備費より充当で、金額は少ないんですけれども、27万6,000円。これは委員会で説明を聞いたときに、今年の1月の能登半島地震において、職員が2人出向していただいたということで本当にありがたいことなんですけれども、突然だったから充当したということは分かるんですけれども、この27万6,000円が職員2人の給料として考えていいのかどうか、お聞かせください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、能登半島に応援派遣された職員の時間外勤務手当となります。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

ちょっとそこが分からなかったもので、本当に大変な思いをして遠くまで行っていただいてありがとうございました。時間外勤務手当、4日間でしたっけ、行かれて、1人13万8,000円ぐらいかな、計算すると。そうですね。これはあくまでも一応ボランティアみたいなんですけれども、気持ちがね。気持ちじゃないですね。県から依頼があったのか、町が独自に決めてやったのか、ちょっとそこを教えてください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 職員の派遣につきましては、千葉県のほうからの依頼もありまして、町長、副町長と相談した結果、こういった災害はお互い様、協力し合おうというところで、職員に募集をかけまして2名派遣したところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。県から依頼があったということだったから、県のほうからも少し入ってくるのかなと思ったんですよね。だからそういうところがあるのかなと思って、そういうのはないんですか。ただ依頼だけであって、うちから出た職員の分

の時間外勤務手当が県のほうから入っているということはないのかどうか、そこをお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えさせていただきます。

職員の派遣につきましては、全て国、県のほうから補填されるようになっておりますので、この金額、県のほうから交付金として入ってきます。今年度は、この5年度では入ってきておりませんので、御了承願います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。突然の今年の災害だったので、2人の職員の方には本当にありがたく感謝いたします。歳入のほうは来年、6年度のほうで入ってくるということですね。ありがとうございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

ページが80ページ、2款総務費、1項総務管理費、24節積立金、庁舎建設基金積立金ですね。これ課長に常任委員会の際にもちょっとお聞きしたんですけれども、毎年7,000万円ずつ積んでいっているわけですね。

今回私、一般質問でも本庁舎、新庁舎建設については質問に挙げたところでございますが、今年度中に計画を策定していく、スケジュールを策定していくという御答弁をいただいた中で、改めて課長にお聞きしますけれども、今3億円ちょいの基金がある中で、やはりこういう計画というものは早め早めに進めていかなきゃいけない問題でもありますし、この7,000万円ずつの基金の積立でいいのかというところをもう一度再確認したいと思うんですけれども、今後に向けて努力はしていくということでもありますけれども、率直にお聞きしますけれども、財政課長としてどのようなお考えを持っているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

毎年、庁舎建設基金の積立てが7,000万円がいいのかという御質問かと思いますが、当然

こちらにつきましては、議員御承知のとおり、当初予算には計上しているものではございません。どういう状況で計上するかというと、毎年、年度の半年が過ぎた頃に、大体その年度の決算の見込みを立てまして、その見込額に合わせて積立額を決めているというような状況でございます。

そういうところの観点から、毎年7,000万円ということではないというふうに私も考えております。ときによっては1億円になることも場合によってはあるだろうし、1億5,000万円になることもあるだろうしということで、そのときどきの決算の見込みによってその額は決めていきたいというふうに考えています。

また、この額を決めるに当たりましては、当然御指摘のとおり、早めに計画を立てて、どのぐらいの財源が必要なのかというのを早めに把握することが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 御答弁ありがとうございます。

毎年7,000万円ずつということはないと、1億円のときも考えられるということでございますけれども、今までずっと7,000万円ずつしかきていないじゃないですか。逆に減っちゃったときがあったんじゃないかなかったですかね、今までの例でいくと。

そんなにゆっくりできるものじゃないと思うんですよ。耐震の問題もありますしね。今、先ほど高橋議員のほうからもお話があったように、3億円ほどの不用額が出ている中で、できる限りこういった進めなきやいけない事業、そういったものにはやはり予算付けをしっかりとってもらって進めていただきたいということを強く要望して終わりにします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計決算の質疑を終わります。

続いて、特別会計決算及び事業会計決算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

特別会計からの３点、まず、国民健康保険特別会計、それから、後期高齢者医療制度の特別会計、介護保険特別会計、各３つに、３でお伺いします。

再質問は１点ずつでいいですね。

○議 長（中村義則君） まず、国保からお願いします。

○１４番（谷川優子君） 特別会計、国民健康保険税256ページ、款１項１目１についてお伺いいたします。

この滞納世帯の保険証の発行は、この中でどのようになっているのか。また、資格証、短期証の発行数、あるいは不納欠損で落ちていますけれども、この間、失効数と説明をいただきましたけれども、この失効に関して、住民にどのような説明がされているのか、お答えいただきたいと思います。

というのは、失効すること、本当は失効できるのに、失効ということが、住民が分かっていないということで、失効するには、例えば生活、条件があるわけですよね、とても払えないという。そういった条件の中での失効が、亡くなったり何かしての失効もあるんでしょうけれども、そういった内容を教えていただきたいと思います。

それから、後期高齢、302ページ、款１目１、２についてお伺いいたします。

要は滞納が、国民健康保険証の短期証明、資格証明の数を教えていただきたいということなんです。何件くらいあるのかということなんですけれども、分かりませんか。

○議 長（中村義則君） ちょっと谷川議員、いいですか。人数とかそういうところは一般質問のほうの話になると思うんですけれども。金額ですよ。使ったお金。

○１４番（谷川優子君） いやいやいや、だってほら、滞納分が、滞納分の数に関して、何人ぐらいの失効、短期証明とか資格証明に関しての……

○議 長（中村義則君） 一回、暫時休憩します。

（午前１０時０７分）

○議 長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１１分）

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○１４番（谷川優子君） やはり滞納の状態を調べるには、国民健康保険証の発行状態が、短

期証明がどのくらいか、またあるいは資格証明がどのくらいの人がいるのかということを、現実的に調べないといけないので、その数をお答えいただきたいと思います。

次は、後期高齢者医療制度、302ページ。この後期高齢に関しても、款1目1についてお伺いいたします。目1の特別徴収、あるいは普通徴収のことについて、これも後期高齢の保険証の発行に関する質問なので、お願いいたします。

特別徴収の保険料1億1,516万6,000円、また、普通徴収の保険料6,209万4,000円、このような数字になっていると思うんですけれども、いわゆる特別徴収に関しては、年金から引かれるので心配ないと思うんですけれども、普通徴収の方は無年金か、あるいはあっても年間18万円までのいわゆる年金者の普通徴収保険料なんですけれども、やっぱりこの滞納や何かを見ると普通徴収の方が多いと思うんですけれども、普通徴収の方、今、未納になっている方の高齢者の保険証の発行はどのようになっているのか。全部配られているのか。

最後は、介護保険特別会計についてお伺いいたします。

附属資料の164、165。まず、164ページの令和5年の主要事業効果表を見ますと、訪問介護が195人、令和4年から比べたら5人少なくなっているけれども、いわゆる介護サービスの種類の中で一番数が多くなっていると思うんです。

この九十九里の訪問介護の安定的な、いわゆる働いている人、施設確保、そういったことはどのような、安心して訪問介護を受けられているのか、その状況を教えていただきたいと思います。

というのは、訪問介護は3年に一度の、今回もそうなんですけれども、介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられていたり、また身体介護、生活援助などの訪問介護が要介護者の在宅の中でいろいろ今、本当に支えられている、生活の上で欠かすことができないと、こういう中で介護報酬が下げられていて、今回の改定でも訪問介護の基本報酬を2、3%引き下げている。こういう状況の中で、一番、かといって見ると訪問介護が195人ということで多いので、そういった実態は、町として対応されているのか、住民に対して。

次に、165ページを見ると、介護老人福祉施設、あるいは介護老人保健施設の数を見ると、やはり介護老人福祉施設の入所数が大分多いようなんですけれども、これに関して住民が、あるいは要介護者が安心して入れるような今、状態になっているのか、そこをお答え、この数字を見て、お答えいただきたいと思います。

これで3点お願いします。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

(午前 10 時 17 分)

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 18 分)

○議 長（中村義則君） 答弁を求めます。

税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） それでは、私からは国民健康保険税の滞納者の数についてお答えさせていただきます。

滞納者の数は521名となっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 国民健康保険の保険証の発行についてお答えいたします。

保険証につきましては、納期限から1年を経過しても滞納を続けており、来庁依頼にも応じることなく、納税や連絡も1年ない世帯につきましては、資格証明書を発行しております。資格証明書につきましては、17世帯17人となっております。また、短期被保険者証の発行件数につきましては、現在283件というところで把握しているところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） すみません、続きまして後期高齢者のほうの関係になります。

後期高齢者医療短期被保険者証、それから資格証明書の件数ということでよろしいかと思いますが、まず、滞納者数、こちらは38人おられます。それから、短期被保険者証が9人、それから、資格証明書につきましてはありません。ゼロということです。

以上です。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、ただいま2点ほど御質問いただきましたので、1点目のホームヘルプサービスの関連のところ、また、2点目は入所者のところだと思いますが、本冊の346ページ、2款1項1目の介護サービス給付費のほうで、こちらのほうは支給している状況でございます。

予算につきましては、こちらのほうで賄えていると、利用者の方が使っていただいた分に関しての公費負担分は支給させていただいております。

事業所の数でしたり介護人材というところで、昨今、全国的な課題、問題として介護人材が不足ということが挙げられておりますが、現在、本町におきましてはそういったところの不足しているですとか、利用ができなくて困っているというような御意見はいただいております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 後期高齢、先ほどお答えいただいたんですけども、資格証明はないけれども、短期証明が17世帯だということでしたっけ。もう一度お願いします。

○議長（中村義則君） ちょっと待ってもらって。

それ、聞いちゃっていいですか。それ、そこでまた1つ質問増えちゃいますよ。

住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 再度ですけども、短期の被保険者証が9人、戻りますけれども、滞納者が38人で、うち重複者が7人、その中に7人重複している方がいます。4年度分とか5年度分ですね。それから、短期被保険者証が9人、資格証明書がゼロ人、よろしいでしょうか。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。後期高齢者の方がやっぱり資格証明書が発行されていないということは、大変私はいいいことだと思っておりますけれども、しかし、短期証明書の方がいる。短期証明書というのは3か月とか1か月、そこは何か月ぐらいに、短期証明はされているのでしょうか。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えします。

短期証明書は6か月としております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 分かりました。6か月たったら、また住民の方が取りに来るということで、そういったあれでいいのでしょうか。資格証明書は高齢者に関しては発行しないという町のそういう考え方だというふうに解釈していいのでしょうか。

○議 長（中村義則君） 質問、さっき聞きましたよね。質問じゃないですよ。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 介護保険制度について、町は数字から見てもきちんと対応しているとは思いますが、これから高齢者がどんどん増えて、まただんだんこういう施設入所が増えてくると思うんですね。ぜひそれは住民の立場に立った対応をお願いいたします。いいです。

○議 長（中村義則君） 以上でよろしいですか。

○14番（谷川優子君） はい。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

1点、お聞きします。

給食事業特別会計の中で、ページ、224ページ、5款のところの2節の滞納繰越分ですけれども、附属資料の145ページも載せていただいているんですけれども、29万9,960円、調定額が85万3,850円、それに対して29万9,960円、それで35.13%とありますけれども、この滞納者の人数と、また、あとどのくらい残っているのかお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

対象者につきましては、15世帯22人でございます。滞納の金額は年度末でよろしいでしょうか。5年度末で滞納繰越分につきましては、調定の85万3,850円でございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 繰越が85万3,850円は分かりました。どのくらい人数がいるのか、分かれば教えてください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 申し訳ございません。訂正ですが、当初で85万3,850円でしたが、収入がございましたので、年度末で55万3,890円、年度末残で14世帯21人の滞納があったということでございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 5年度は分かりました。今、14世帯21人の方の滞納の分が残ってい

るんですよね。次の年、あと何人、何世帯、何人ぐらいいるのか、また、ここで最後なんで、徴収の仕方はどのようになっているのか、少しずつもう入ってきているのは確かなんですけども、ゼロになるまでまだまだなので、どういう徴収をしているのかお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

翌年は70万2,640円が残りまして、15世帯22人であります。

滞納している方につきましては、滞納をしているという御案内の通知を差し上げるとともに、個別訪問も実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

以上で、特別会計及び事業会計決算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時40分です。

（午前10時29分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

○議 長（中村義則君） これより、一般会計決算、特別会計決算、事業会計決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

令和5年度歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計について反対討論を行います。

九十九里町令和5年度の市町村標準保険料率では、医療分の所得割は7.22%、均等割4万

3,234円、後期高齢者支援分、所得割2.84%、均等割が1万6,437円、介護納付金分として所得割が2.33%、均等割1,722円となっています。

国民健康保険制度は、2018年度の県単位化により、千葉県が財政運営の責任主体となりました。九十九里町の国保税は毎年県から示される納付金によって決められ、県に納入するようになっています。国による一般会計の繰入れをなくすための政策により、千葉県全体の国保税が引き上げられ、一層の負担増になります。

また、国民健康保険の均等割は子供からも保険料を徴収し、子供が増えるほど負担は重くなります。子供にかかる人頭税となっている均等割は全て廃止するように、私も議会で求めてまいりました。

また、現役世代への過酷な負担増もあります。

国民健康保険、保険料水準の統一は国保税の引上げをもたらします。政府は保険料水準統一の前提として自治体に公費の繰入れを早期にやめさせるための圧力をかけてきました。保険料統一を強行すれば、全国で同様の事態になりかねません。国保に加入する非正規労働者、フリーランスなど、多くの若い世代がさらに過酷な国保税の負担を求められ、強いられます。国保負担を抜本的に強め、保険料の引下げを求めます。

後期高齢者医療特別会計。

高齢者の多くは、定期的に診察が必要な病気を抱え、貯蓄や生活費を削り、何とか受診しています。保険税をこれ以上引き上げることは命に直結し、負担増は容認できません。

重大なのは高齢者への負担増、これにとどまらないことです。介護保険の利用料2割負担の対象者の拡大、あるいは老健施設、介護医療の多床室料の負担増についてもあります。社会保障の財源を国民の負担増で補うやり方が新たな貧困を拡大しています。富裕層、大企業にこそ応分の負担を求めることで財源を確保すべきです。

介護保険特別会計。

長引くコロナ禍、物価高騰で、暮らしに大きな影響が及んでいる中、政府は高齢者にとって命綱ともいえる年金の引下げ、あるいは高齢者の暮らしに追い打ちをかけました。この上さらに介護保険のサービス利用料への負担増や介護保険の対象者外し等が実施されれば、必要な介護が受けられない事態や、介護保険による生活破壊がますます深刻化することは明らかです。

現状でも過重な介護負担に起因する高齢者虐待や介護中止、あるいは介護殺人など、介護を巡る重大な事態や事件も起こっており、介護現場からはこのような事態をこれ以上増やさ

ないでほしいと政府に切望しています。

介護の社会化をうたって2000年に始まった介護保険制度です。ところが、現状での介護は、保険あって介護なし、40歳から保険料を支払っていても、要介護状態になっても保険給付が受けられない、まさに国家的詐欺だといわれております。

以上、住民の負担増がますます住民の暮らしに追い打ちをかけています。私はこうした命と暮らしを守るためにもこういった負担増の会計決算には反対です。

○議長（中村義則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） 7番、鏑田です。

それでは、ただいま一括議題となっております議案第6号から議案第13号までの令和5年度九十九里町各会計決算の認定につきまして、賛成の討論をいたします。

令和5年度九十九里町各会計決算につきましては、本会議及び各常任委員会において慎重に審議したところであります。

初めに、一般会計決算につきましては、歳入決算額が66億6,297万4,000円、歳出決算額が63億3,597万4,000円であり、令和6年度に繰り越すべき財源370万1,000円を差し引いた実質収支額は3億2,329万9,000円となっております。

令和5年度決算の歳出状況を見ますと、依然として厳しい財政状況が続く中、町民が安心して暮らせるまちづくり、住み続けたいくなるまちづくりのため、第5次総合計画や地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる様々な事業を展開しております。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、感染対策も基本的に個人の判断に委ねられるなど、私たちの生活はおおむね通常に戻りました。しかしながら、感染症の拡大が落ち着いたことで、世界的に経済が回復する中、需要に対する生産や物流が追いつかない状況などを起因として、より一層、原材料価格の高騰に拍車がかかりました。

こうした状況の中、家計への影響が大きい低所得世帯等の生活を支援するため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業や、物価高騰対応重点支援給付事業が実施されました。また生活支援商品券事業により、町民の生活支援だけでなく、地域内消費をも喚起するため、町内事業者の経営も支援しました。

そのほかにも、住民生活に直結した道路、橋梁補修や排水施設整備のほか、公共施設等総合管理計画に基づいた安全で快適に利用できる公共施設の長寿命化にも取り組むなど、住民

福祉の向上が図られたところであります。

しかしながら、普通会計における財政指標を見ますと、町の財政力を示す財政力指数は0.42で、自主財源の割合が低いことが示されております。また、経常収支比率は87.5%と前年度よりも2.5ポイント増加しており、財政構造の弾力性が乏しいことが示されております。

一方、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、問題がない状況であると認識いたしますが、これらの財政指標から、さらなる財政基盤の強化や行政の効率化、財政の健全化に引き続き努められることを要望するところであります。

次に、特別会計についてであります。5つの特別会計を合わせた歳入決算合計額は50億6,723万8,000円、歳出決算合計額は49億5,778万9,000円となっております。

給食事業特別会計においては、安全な食材確保と衛生管理を徹底しながら、児童・生徒の心身の健全な発達を育むため、栄養バランスの取れた食事を提供し、健康の増進と食育の向上が図られました。また、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実、少子化対策及び子育て世帯支援のため、学校給食費の無償化にも取り組まれました。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計においては、それぞれの制度の目的に沿った事業が展開され、町民の保険医療の向上と健康福祉の増進に努められました。

病院事業特別会計では、東千葉メディカルセンターは、救急医療はもとより、地域の中核病院としての定着や送迎車両の運行といった、患者、住民に対するサービスの向上にも取り組まれました。

農業集落排水事業会計においては、町内の3施設を適正に維持管理しながら農業用排水の水質の汚濁を防止し、地域の健全な水循環に資するとともに、農家集落における生活環境の向上が図られました。

さらに、ガス事業会計におきましては、安価で安定したガスの供給に努めるとともに、経費の節減と経営の合理化に取り組まれておりました。

令和5年度の各会計決算は、監査委員の意見書により、予算の執行が議会の議決の本旨にのっとり、適法かつ効率的に執行をされていることが認められており、さらには4日間の各常任委員会において決算についての執行内容を詳細に審査したことから、いずれも認定に賛成するところであります。

今後も住民ニーズを的確に把握し、限られた財源を効率的、効果的に活用しながら、本町

の将来像である人、自然、風土を力に、未来に広がる海浜文化都市九十九里の実現と町民の暮らしの安全・安心の確立のため、引き続きたゆまぬ努力を続けられますよう町執行部に要望して、賛成の討論といたします。

以上。

○議 長（中村義則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第 6 号の採決をいたします。

議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号の採決をいたします。

議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号の採決をいたします。

議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号の採決をいたします。

議案第 9 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和5年度九十九里町ガス事業会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 陳情第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

○議長(中村義則君) 日程第3、陳情第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を

求める陳情についてを議題といたします。

総務経済常任委員会の審査結果について、総務経済常任委員会委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、原田教光君。

(総務経済常任委員会委員長 原田教光君 登壇)

○6番(原田教光君) 6番、原田です。

報告いたします。

総務経済常任委員会に付託されました政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について、陳情の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

○議長(中村義則君) 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 14番、谷川です。

令和6年9月定例議会に出されました党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について、撤回を求め、討論を行います。

日本国憲法の第21条では、集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由はこれを保障する。そして第2は、検閲は、これはしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならないと、このようになっております。つまりここでいう言論、出版あるいは表現の自由は保障されています。

町長は特別職として、地方公務員法は適用されず、議員もまた特別職の公務員であり、活動とその行為は政治活動そのものです。したがって、庁舎内には公務員法が適用される職員もいれば、特別職の町長や議員もいることになり、一律に政治活動を禁止するということは許されるものではありません。

議員は日常的に住民の権利と利益を守る活動をするのは当然であり、庁舎内にある議会で自由に政治的発言が保障されているのと同じく、議会内外や庁舎内の他の場所においても同様です。もしこれらが認められないということであれば、町理事者や職員と政策上の諸問題について意見交換さえ禁止ということになります。

議員の政治活動は、住民の要求を取り上げ、政策化し、それを議会で取り上げ討論するなど広範囲にわたっており、これに行政が介入することは憲法上許されることではありません。文書では、地方公務員法を根拠に言われますが、九十九里町に日本共産党の議員が誕生して40年以上たち、配達や集金活動を通じて町職員と議員との人間関係もつくってきました。

私は九十九里町の議員として、日本共産党の政策をお知らせしながら、一緒に住みやすい九十九里町をつくっていきたいと日頃活動してまいりました。今回のようにしんぶん赤旗日曜版の配達、あるいは集金活動が予告や対面による説明等もなく、突如として認められない、このような通告をされても、議員活動への介入と見られても過言ではありません。

町職員が政党機関紙を購読することは、何ら政治活動に当たるものではありません。職員がどんな新聞を読もうと自由であり、また、職員が自らの行政行為を進めるために幅広く情報収集や見聞を深めることは、町政にとっても大いに役立つものではないでしょうか。

憲法第15条では、全ての公務員は全体の奉仕者であるとし、その行為や運用は公正、中立が求められることは当然のことです。

現在の町庁舎内におけるしんぶん赤旗日曜版の配達集金活動は、昼休みの休憩時間などにいき、職員にとって大切な休み時間は十分に配慮しながら行っています。庁舎内での議員活動について、職員の皆さんに十分に配慮し、配達をし、意見交換をしながら、これからも頑張っていくことを前提にし、令和6年9月定例議会に出されました党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について、撤回を求め、反対討論といたします。

○議長（中村義則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択されました陳情第3号は、執行機関への送付並びに処理経過及び結果の報告を請求することといたします。

◎日程第4 陳情第4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情書

○議長（中村義則君） 日程第4、陳情第4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情書についてを議題といたします。

総務経済常任委員会の審査結果について、総務経済常任委員会委員長より報告を求めます。
総務経済常任委員会委員長、原田教光君。

（総務経済常任委員会委員長 原田教光君 登壇）

○6番（原田教光君） 6番、原田です。

報告いたします。

総務経済常任委員会に付託されました、アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定によりまして報告いたします。

○議長（中村義則君） 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、陳情第4号は、採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時11分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

◎日程の追加

○議長（中村義則君） お諮りいたします。

ただいま原田教光君外6名から、発議第1号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書についてが提出されました。

発議を配付いたします。

（議案配付）

○議長（中村義則君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 配付漏れなしと認めます。

発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第1号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の
支給に関する法律」の改正を求める意見書について

○議長（中村義則君） 追加日程第1、発議第1号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

発議第1号について趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、原田教光君。

（総務経済常任委員会委員長 原田教光君 登壇）

○6番（原田教光君） 6番、原田です。

発議第1号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和6年9月20日提出。

九十九里町議会議長、中村義則様。

提出者、九十九里町議会議員、原田教光。

賛成者、九十九里町議会議員、小川浩安、同じく高橋功、同じく善塔道代、同じく古川徹、同じく中村義則、同じく阿井賢一。

意見書（案）を朗読いたします。

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書（案）でございます。

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021年、令和3年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称、建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や、国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月20日。

千葉県九十九里町議会議長、中村義則。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣宛てでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村義則君） 発議第1号は、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議第1号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（中村義則君） 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第3回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時19分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 小 野 谷 元 伸

署 名 人 古 川 徹